

令和6年度

八川国有林外森林整備事業（造林） 及び保安林総合改良整備事業

閲 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. (案)森林整備事業請負契約書
 - (1) 別紙 暴力団排除に関する特約条項
 - (2) 別紙1 可分事業内訳書
 - (3) 別紙2 下刈欠損の損害賠償
 - (4) 別紙3 技術提案に関する特約事項
 - (5) 作業仕様書総則
 - (6) 下刈仕様書
 - (7) 除伐仕様書
 - (8) 植付仕様書
 - (9) 苗木購入仕様書
 - (10) 防護柵設置仕様書
 - (11) 防護柵購入仕様書
 - (12) 本数調整伐仕様書
 - (13) 丸太筋工仕様書
 - (14) 丸太筋工（鉄線）購入仕様書
 - (15) 丸太筋工標準図
 - (16) 歩道新設仕様書
 - (17) 図面（縮尺1/200,000、1/20,000、1/5,000）
3. 契約情報の公表

島根森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札書

入札物件 第 号

事業名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む) があっても差し支えない。

(案)

要割印

収入印紙

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
- 2 事業場所 島根県仁多郡奥出雲町 八川国有林外
- 3 事業量 別紙1 可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和6年11月29日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- [注] ()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	コンテナ苗用	5セット	島根森林管理署	別途指示

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。
- (3) 採用された技術提案について、請負者は履行するものとする。別紙3のとおり
- (4) 約款第38条1項は、別紙1の可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (5) 下刈折損の損害賠償については、別紙2のとおりとする。
- (6) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (7) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年 3月27日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 島根県松江市向島町134-10
分任支出負担行為担当官
氏 名 島根森林管理署 印

請負者 住 所
氏 名 印

構成員 住 所
氏 名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

可分作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
松江・横田担当区	下刈	令和6年 7月 1日から 令和6年11月29日まで	八川国有林 1045ち林小班		1.39ha	伐区②③ 全刈 4年生 1回刈
			八川国有林 1045り林小班		1.28ha	伐区① 全刈 4年生 1回刈
		小計				2.67ha
木次担当区	本数調整伐	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	三谷国有林 1050は1林小班		6.92ha	
			小計			
	丸太筋工	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	三谷国有林 1050は1林小班		0.30km	
			小計			
	歩道新設	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	三谷国有林 1050は1林小班		0.50km	
			小計			
大田担当区	下刈	令和6年 7月 1日から 令和6年11月29日まで	大江高山国有林 1040は1林小班		3.41ha	伐区①⑤⑥ 全刈 6年生 1回刈
			大江高山国有林 1040は2林小班		0.94ha	伐区② 全刈 6年生 1回刈
		小計				4.35ha
川本担当区	除伐	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	下り谷国有林 270か林小班		1.40ha	
			下り谷国有林 270け林小班		2.78ha	
		小計				4.18ha
	植付	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	栃谷国有林 302い林小班		3.26ha	・スギ 普通苗：1.00ha・2000本 コンテナ苗：0.10ha・200本 ・ヒノキ コンテナ苗：2.16ha・4320本
			小計			
	地拵	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	栃谷国有林 302い林小班		1.60ha	
			小計			
	防護柵設置	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	栃谷国有林 302い林小班		1.15km	
小計				1.15km		

浜田 担当区	下刈	令和6年 7月 1日から 令和6年11月29日まで	柿木山国有林 288へ林小班		0.51ha	全刈 4年生 1回刈
		小計				0.51ha
邑智 ・ 大和 担当区	下刈	令和6年 7月 1日から 令和6年11月29日まで	艾山国有林 244ほ林小班		1.19ha	全刈 3年生 1回刈
			艾山国有林 245ろ1林小班		3.48ha	伐区①② 全刈 3年生 1回刈
			艾山国有林 245ろ2林小班		1.25ha	全刈 3年生 1回刈
		小計				5.92ha
下 刈 合計					13.45ha	
除 伐 合計					4.18ha	
植 付 合計					3.26ha	
地 拵 合計					1.60ha	
防 護 柵 設 置 合 計					1.15km	
本 数 調 整 伐 合 計					6.92ha	
丸 太 筋 工 合 計					0.30km	
歩 道 修 理 合 計					0.50km	

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の 3 に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

技術提案に関する特約事項

提 案 項 目	提 案 内 容
安全管理への工夫と対策	
事業計画の工程管理 (工程管理に係わる技術的 所見)	
事業上の課題に係わる技術 的所見 「下刈作業時における造林 木の保護等の工夫」	
品質の確認方法及び管理方 法に対する技術的所見 「侵入防止効果の高い効率 的な獣害防護柵の適切な設 置についての工夫」	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

下刈仕様書（全刈）

（刈払上の注意等）

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

（その他）

- 5 その他技術的事項等に関しては、監督職員の指示に従うこと。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1 m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

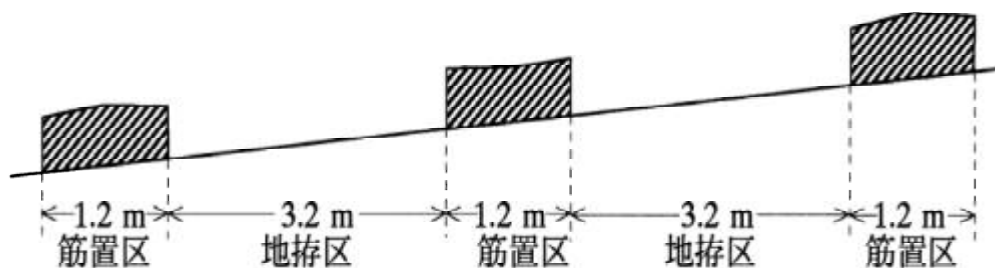
- 8 その他技術的事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 刈払物、末木枝条を植付の支障とならない程度に、整理する（地拵区）
- 3 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 5 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 6 その他技術的事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書

(マルチキャビティコンテナ苗)

(植栽箇所の確認)

- 1 主伐と植付を一括契約した場合、伐採終了後直ちに監督職員の確認を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2,000本/ha
ヒノキ	2,000本/ha

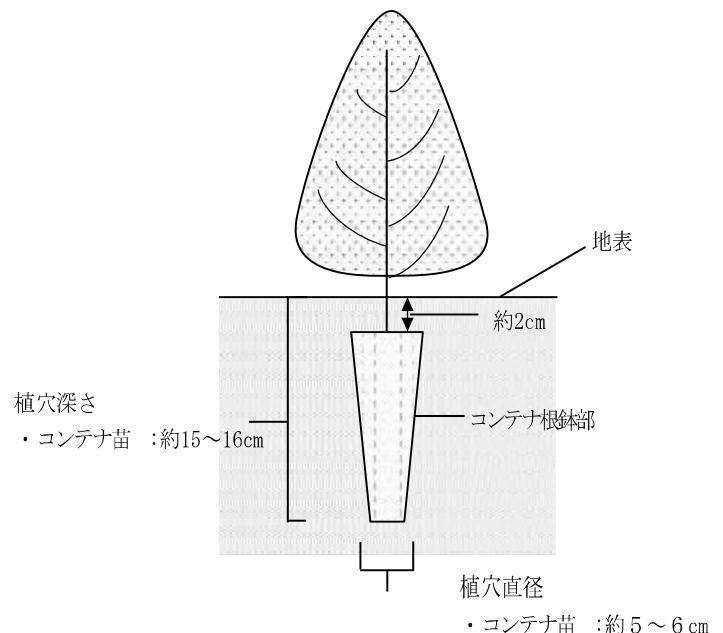
- 3 植付は等高線方向に水平方向に沿って行う。
- 4 無地拵の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は 2.25m とする。

(植付要領)

- 5 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。
- 6 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 7 植栽器具を植付地点に挿し込み、コンテナ苗は直径約 5~6cm、深さ約 15~16cm の植穴をつくる。
- 8 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 9 踏付けは、体重を適度に掛け、根鉢と土を密着させること。
- 10 コンテナ苗根鉢の上端より 2cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 11 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。
- 12 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 13 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



植付仕様書

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

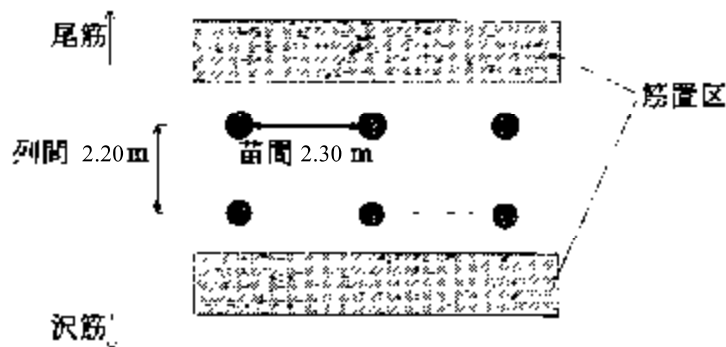
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

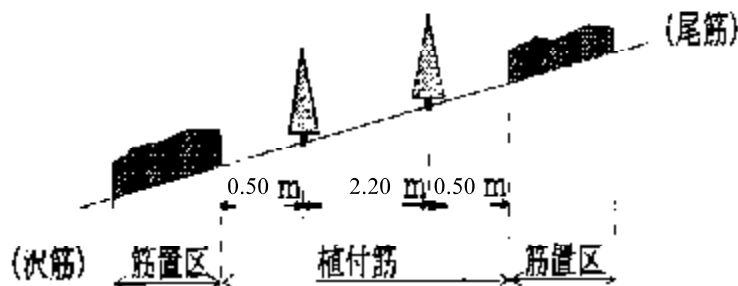
植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2,000本/h a

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は 2.25 m とする。
- 5 全刈筋置地拵箇所の植付は、植付筋 2 列植、列間距離 2.20 m、苗間距離 2.30 m を原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)



(植付要領)

- 6 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。

苗木購入仕様書 (マルチキャビティコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	根鉢
スギ (少花粉)	2年生	30cm 以上	3.5mm 以上	200 本	150cc
ヒノキ	2年生	30cm 以上	3.5mm 以上	4,320 本	150cc
計				4,520 本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2、3の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書 (普通苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	備考
スギ (少花粉)	2年生	35cm以上	6.0mm以上	2,000本	
計				2,000本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

ア 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。

イ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。

ウ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。

エ 地上部と地下部の均整がとれているもの。

オ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。

カ 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。

キ 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

(1) 「こも」使用の場合

ア 苗木の梱包には、「こも」を使用すること。

イ こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。

- ウ 根の部分に、わら、こもぎれ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。
- エ 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

(2) 「ライフパック」使用の場合

- ア 苗木の梱包には、「ライフパック」を使用すること。
- イ 苗木は、雨や露でぬれていないこと。又根に余分な土をつけないこと。
- ウ しば等の保水物を入れたり、水かけは行わないこと。
- エ 苗木を結束する場合は、ワラヒモを使わず合成樹脂のテープ等を使用すること。
- オ なわがけは3箇所以上とし、密封するために両側をよじりながらその部分になわがけをする。
- カ 苗木の保管場所及び方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に保管すること。

(3) 「苗木貯蔵箱」使用の場合

- ア 苗木の梱包には、「苗木貯蔵箱」を使用すること。
- イ 苗木貯蔵箱の取扱いにあたっては、破損しないよう留意し破損したものは使用してはならない。
- ウ 梱包作業は、出来るだけ直射日光をさけて行う。
- エ 苗木は、雨や露でぬれていないこと。又根に余分な土をつけないこと。
- オ 苗木の入れ方は、できるだけ葉と根の部分を離すために同じ方向がよいが、交互にする場合は葉と根を密着させないこと。
- カ 密封しないと貯蔵効果に影響するので、指定したテープで目ばりを完全に行うこと。
- キ 苗木の保管場所及び方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に保管すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 6cm 以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、アンカーでネットの下部や押さえロープを固定する。
- 8 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 9 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 10 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 11 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

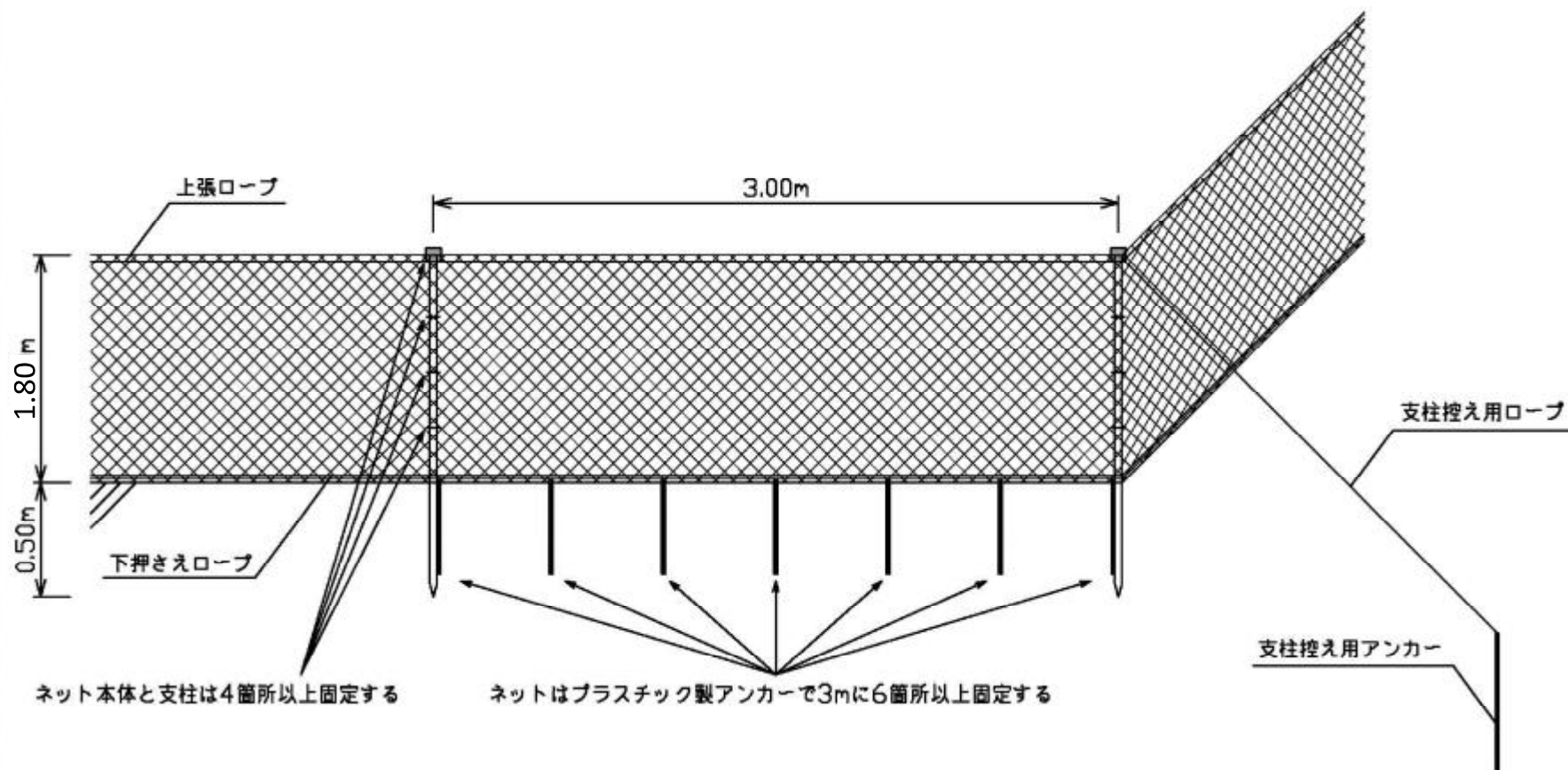
(スカートネット)

- 12 スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約 0.45 m 部に、約 0.5 m 間隔で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約 0.9 m 離して約 1 m 間隔でアンカーにより、隙間ができないよう固定する。(別図3)

(出入り口)

- 13 出入り口は、監督員と相談のうえ適宜設置すること。

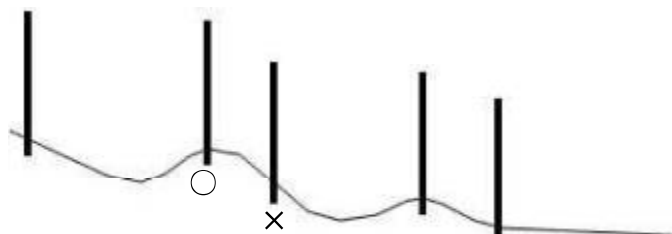
防護柵設置図



(別図 1)

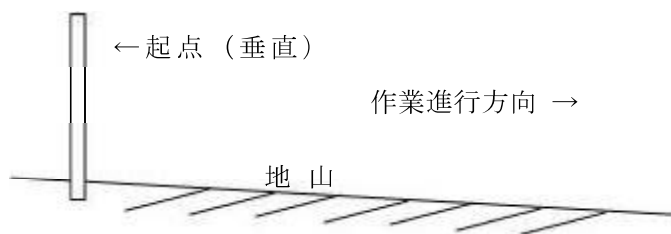
支柱の設置箇所

(支柱の間隔は基本 3 m、地形に応じて 3 m以下)

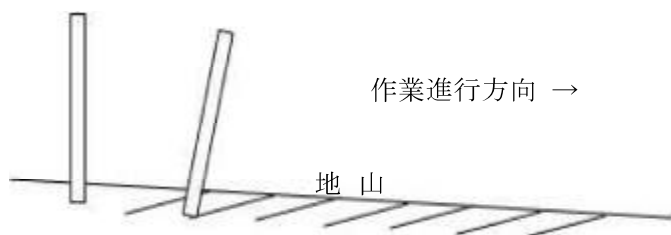
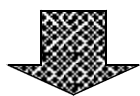


支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方がよい。

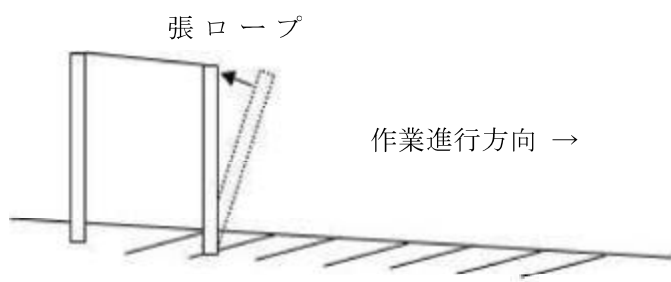
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



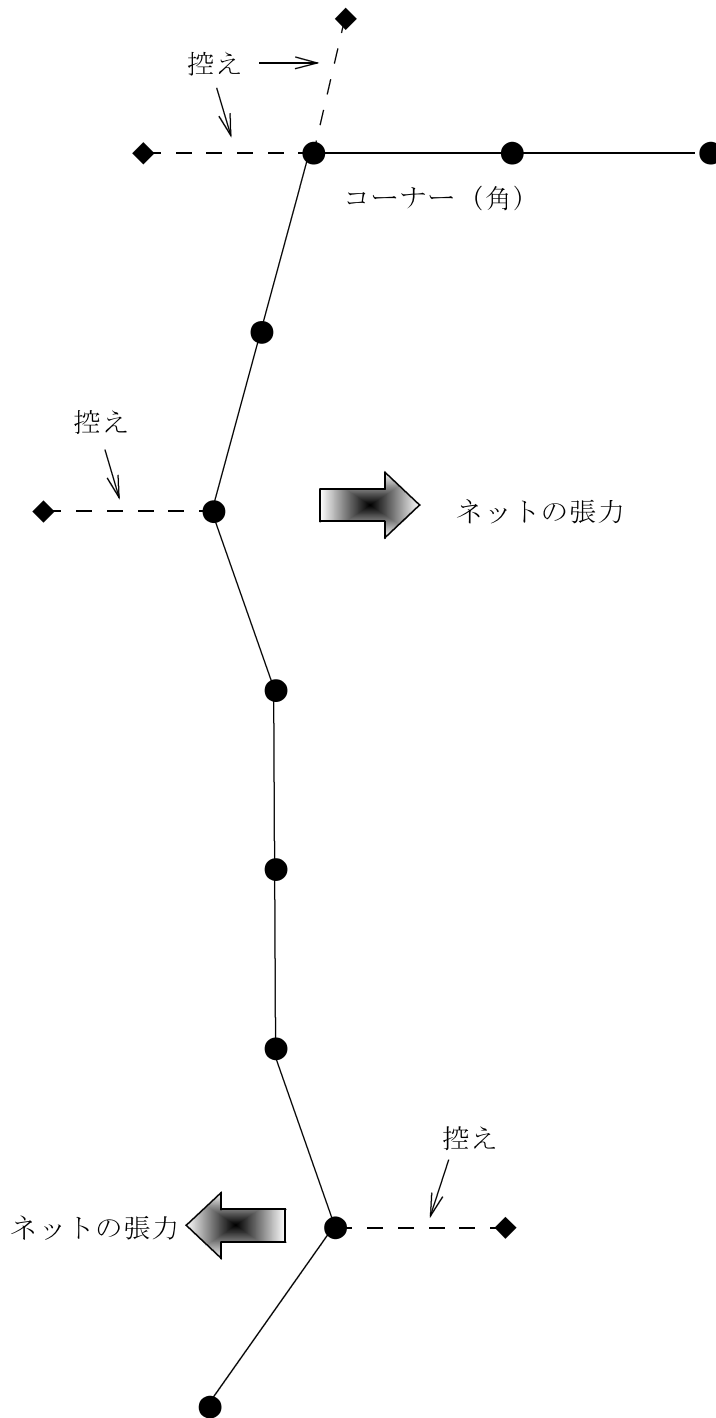
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

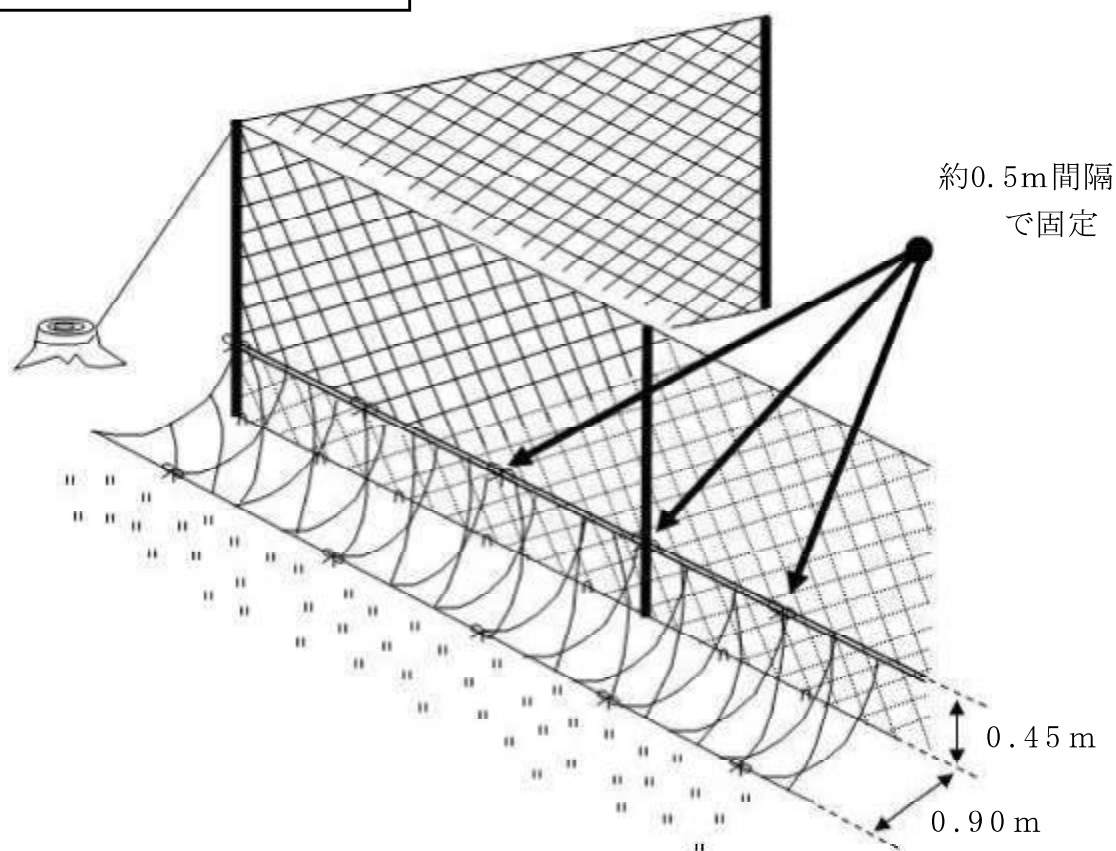
(別図2)

控えロープの設置方法

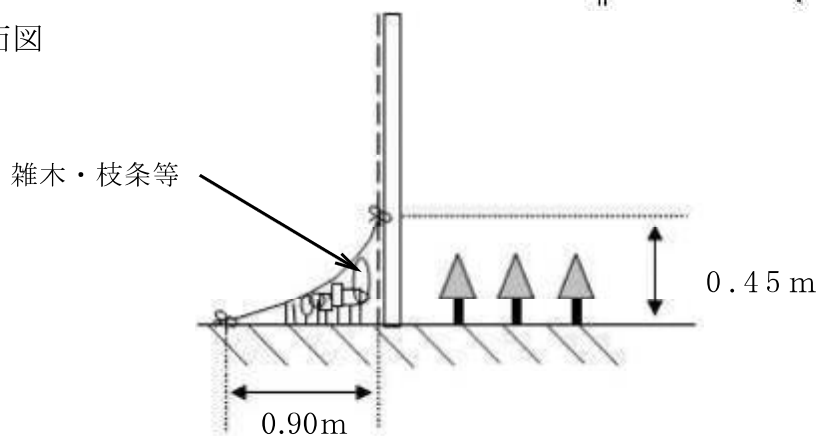


(別図3)

スカートネット設置状況図



側面図



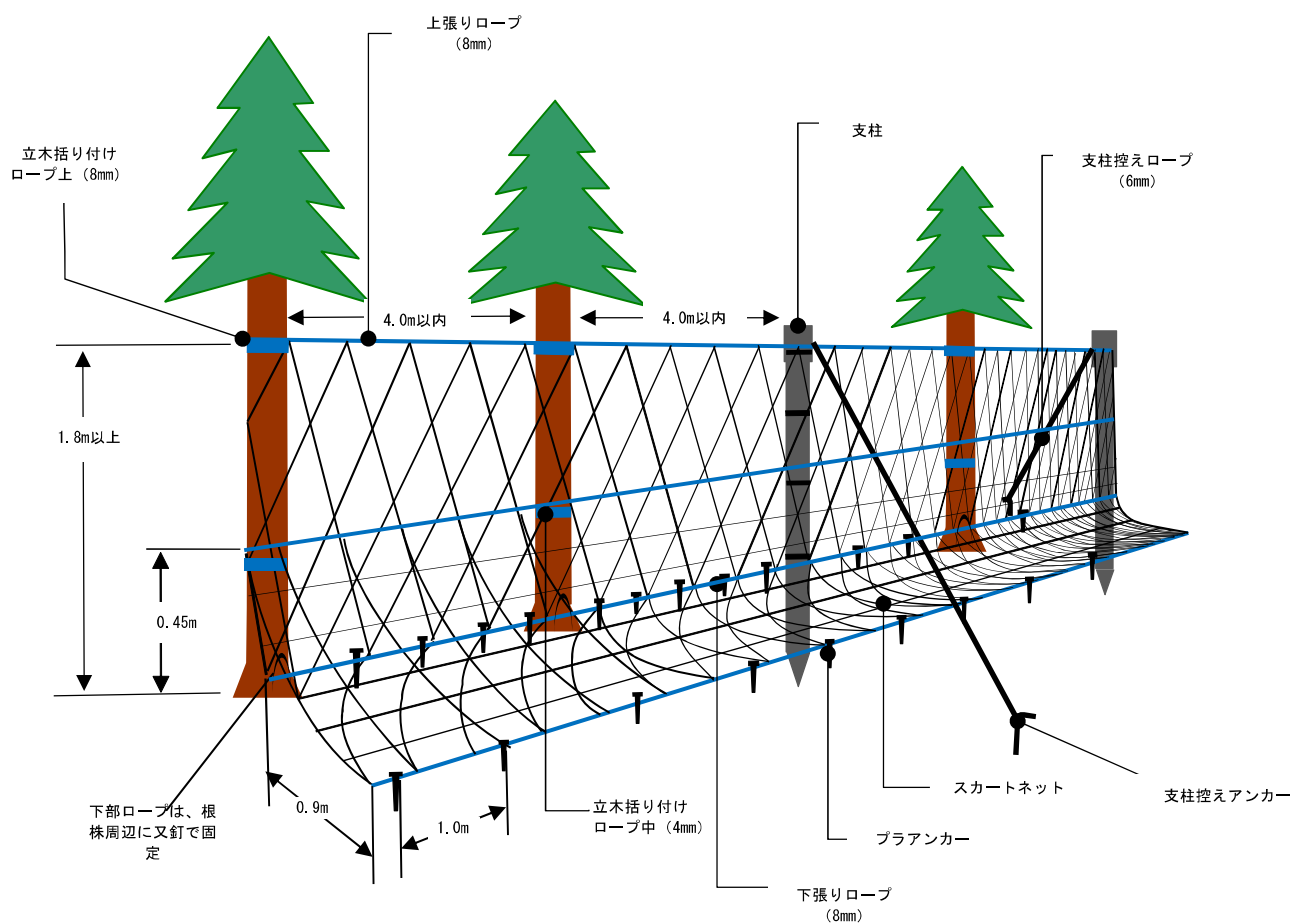
- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約45cm部に、約0.5m間隔（3mに6カ所）で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約0.9m離して約1m間隔でアンカーにより、隙間ができないように固定する。

- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵設置特記仕様書及び標準図（立木及び支柱利用）

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、防護柵設置仕様書6を基本とすること。
- 3 立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することを基本とし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所、ロープで固定すること。
また、下張りロープは、根株周辺で又釘にて固定すること。
- 6 スカートネット、ネット、ネットかがりロープは、結束バンドで固定すること。
また、結束バンド間の距離は、50cm程度とすること。
- 7 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 8 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

【標準図】



防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
侵入防止網	PE、網目：16mm目合、高さ：2.0m以上、長さ50m 同等かそれ以上	20巻	(956m)
侵入防止網用上張りロープ	PP又はPEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	20巻	(1052m)
侵入防止網用下張りロープ	PEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	20巻	(1052m)
支柱	鉄・厚さ0.5mm、径38mm、長さ1.8m以上又はFRP製・厚さ3.0mm、径33mm、長さ1.9m以上 同等かそれ以上	313本	
支柱（基礎部）	鉄・厚さ1.6mm、径25mm角、長さ0.99m以上又はFRP製・厚さ6.0mm、径26mm、長さ1.0m以上 同等かそれ以上	313本	
支柱キャップ	ロープ止め付	313個	
固定アンカー（スカートネットも含む）	長さ430mm以上（劣化しにくいもの）	2868本	
鉄又釘(下部ロープ固定用)	1.65mm(#16)×25mm 重さ250g入	1箱	
スカートネット	PE、網目：50mm目合、幅：1.35m、長さ50m 同等かそれ以上	20枚	(956m)
上張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	20巻	(1052m)
下張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	20巻	(1052m)
支柱控えロープ	PEロープ 径6mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	7巻	
支柱控えアンカー	L型異形鉄アンカー径 10mm以上、長さ600mm以上 同等かそれ以上	157本	
結束バンド	200mm以上	33袋	(100本入)
括りつけロープ（上）	PEロープ 径8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	1巻	
括りつけロープ（中）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	1巻	
支柱沈込防止用 留め具	支柱の沈み込みを防止出来るもの	313個	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

5. 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等の写しを監督職員に必ず提出すること。

6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

本数調整伐仕様書

(間伐対象木の表示、伐採率等)

1 標準地(黄テープ環状二本線)内については、白テープ環状一本線により印付けしている。

また、林小班(記番)毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

国有林	林小班	記番	本数率	材積率
三谷	1050は1	1	スギ:30% ヒノキ:33%	スギ:29% ヒノキ:30%

(天然更新木の保残)

2 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

(伐倒作業)

3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

(その他)

4 その他技術的事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

丸太筋工仕様書

(施工方法)

1. 施工方法は「丸太筋工標準図」による。
2. 施工箇所は、基本図挿入位置図に記載の箇所とする。ただし、施工困難な場合は、監督職員の指示に従うこと。
3. 横木及び杭木は本数調整伐の伐倒木を利用する。
4. 根株(切り株)を利用出来る箇所は、根株(切り株)を利用する。ただし、残存木の成長の妨げないように施工すること。
5. 杭木及び根株(切り株)と横木を鉄線で締め付けて固定する。
6. 横木は縦2段積みを標準とする。
7. 階段切付(横木下段設置箇所の掘り切り)は行わない。
8. 丸太筋工の延長を確認できる資料として、出来高数量、写真を提出すること。
9. その他技術的事項等に関しては、監督職員の指示に従うこと。

丸太筋工(鉄線)購入仕様書

(購入鉄線)

- 1 鉄線は、12# なましとする。
- 2 数量、1500m(丸太筋工0.3km分)

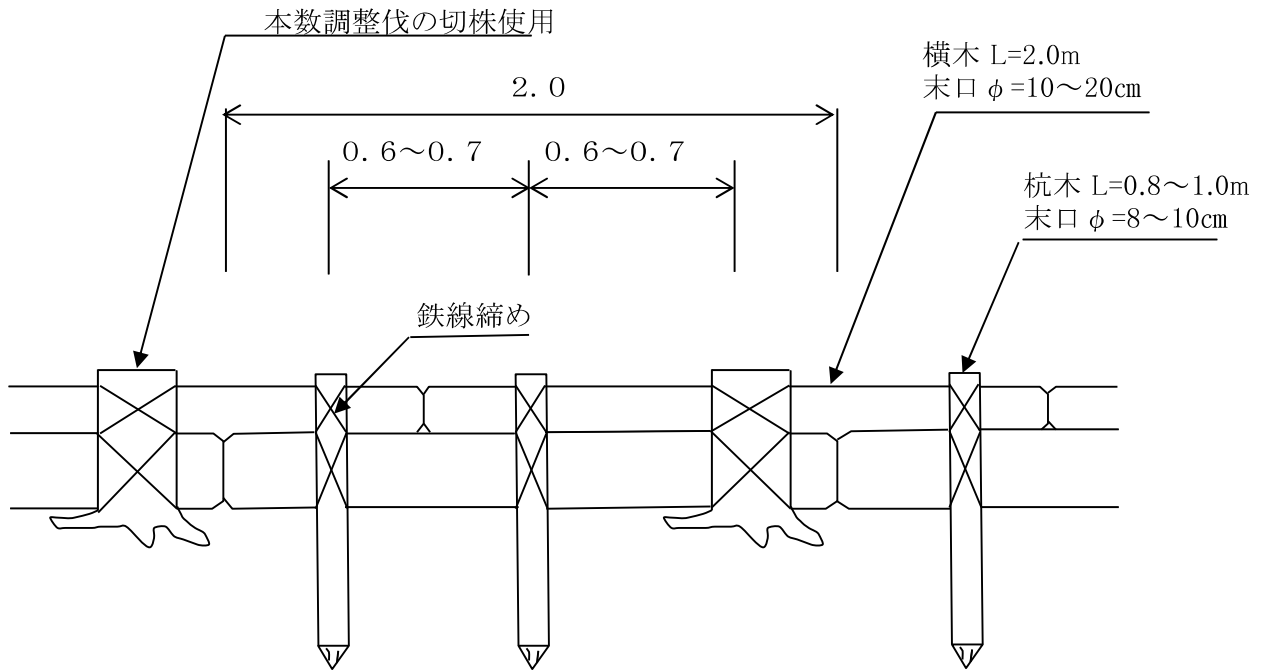
(注意事項)

- 3 資材は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- 4 納品書(写)を監督職員に提出すること。

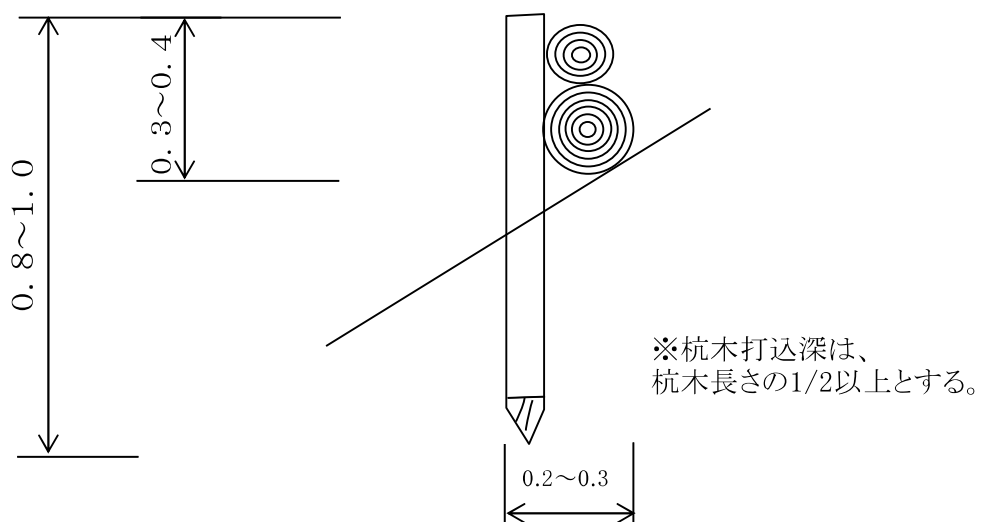
数 量 表 10m当りで算出			
名 称	規 格	数量・単位	備 考
横 木	L=2.0m*末口 φ 10~20cm	10本 0.450m ³	ヒノキ間伐材 1本当り0.045m ³
杭 木	L=0.8~1.0m*末口 φ 8~10cm	10本 0.080m ³	ヒノキ間伐材 1本当り0.008m ³
切 株	本数調整伐後の株使用	5株	ヒノキ切株
鉄 線	12# なまし	50m 2.08kg	杭3.0m/箇所 株4.0m/箇所

丸太筋工標準図

正面図



断面図



歩道新設仕様書

(予定線の標示)

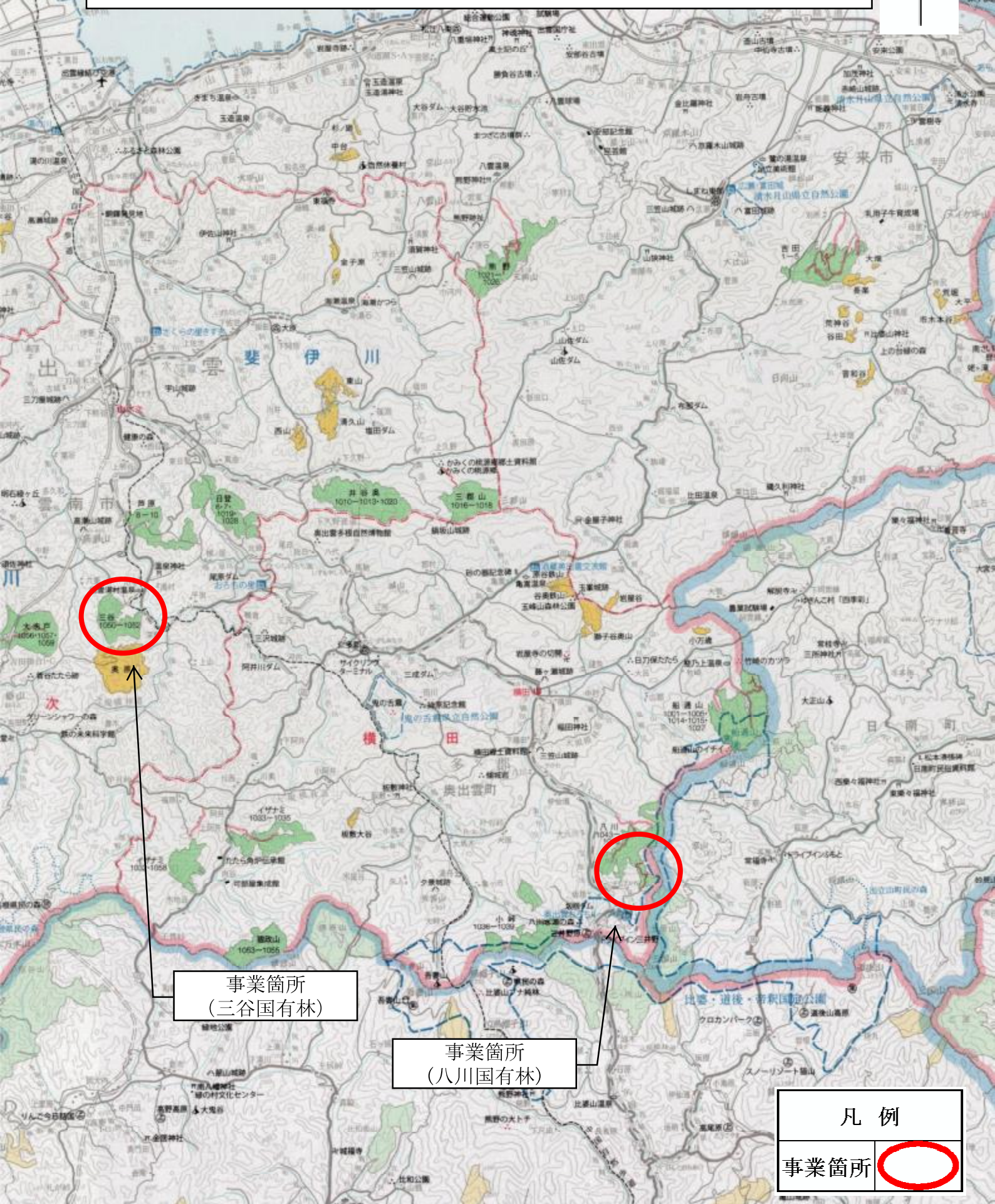
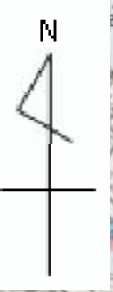
- 1 歩道新設の予定線はあらかじめ測量し、要所に測量杭及びテープ等により標示してある。

(歩道の幅員及び作設)

- 2 歩道の幅員は、50cmを標準とする。
- 3 予定線上に岩石等があり、作設困難な場合は、監督職員の指示による。
- 4 歩道周辺の刈払幅は、1.0mを標準とする。
- 5 沢等に栈道を作設する場合には監督職員の指示に従うこと。

請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林総合改良整備事業
場所：八川国有林、三谷国有林
縮尺：1/200,000



事業箇所
(三谷国有林)

事業箇所
(八川国有林)

凡例

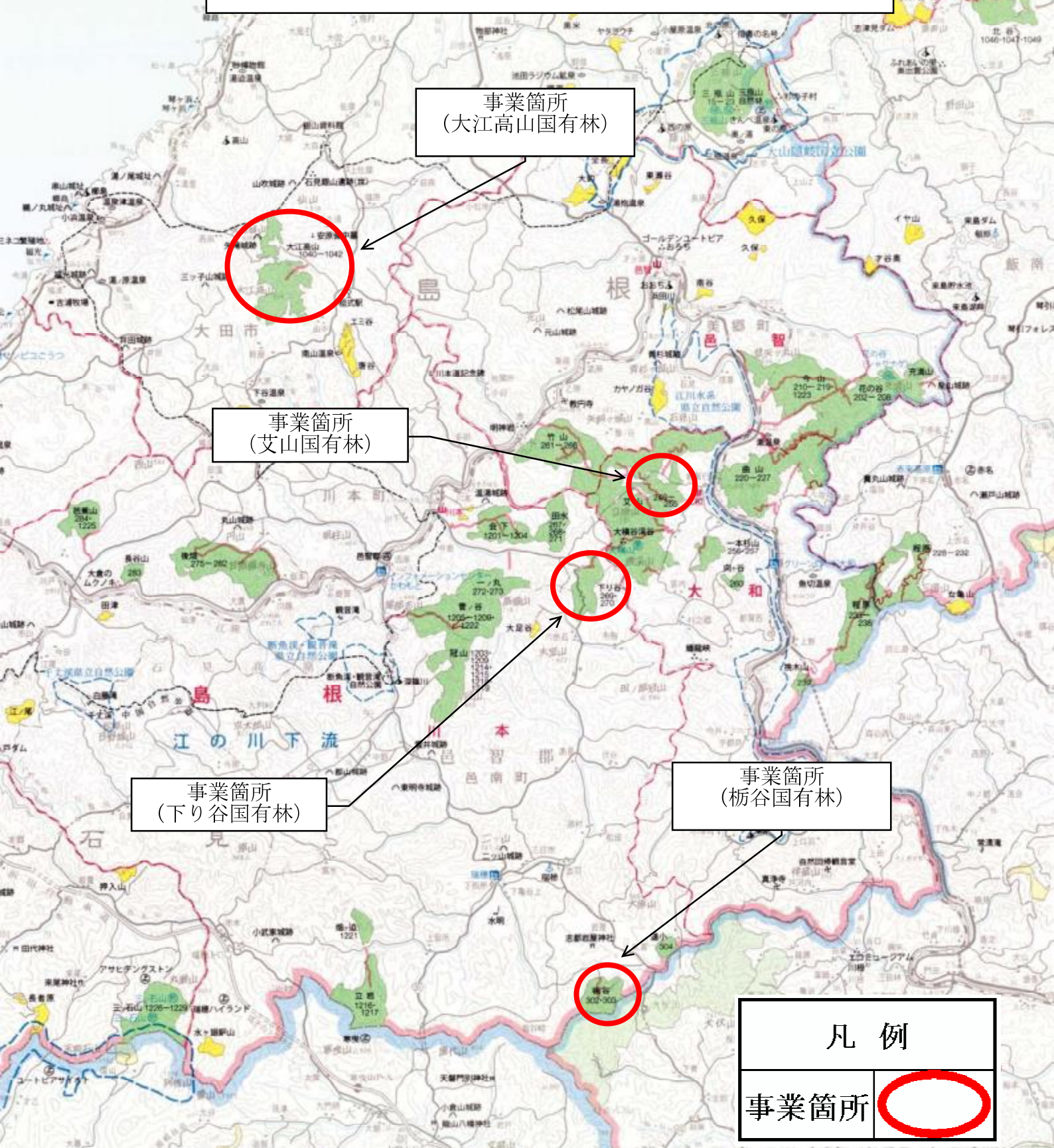
事業箇所	
------	--

請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）
及び保安林総合改良整備事業

場所：大江高山国有林、下り谷国有林、
栃谷国有林、
艾山国有林

縮尺：1/200,000



事業箇所
(大江高山国有林)

事業箇所
(艾山国有林)

事業箇所
(下り谷国有林)

事業箇所
(栃谷国有林)

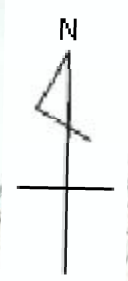
凡例

事業箇所



請負箇所位置図


事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林
総合改良整備事業
場所：柿木山国有林
縮尺：1 / 200,000



事業箇所
(柿木山国有林)

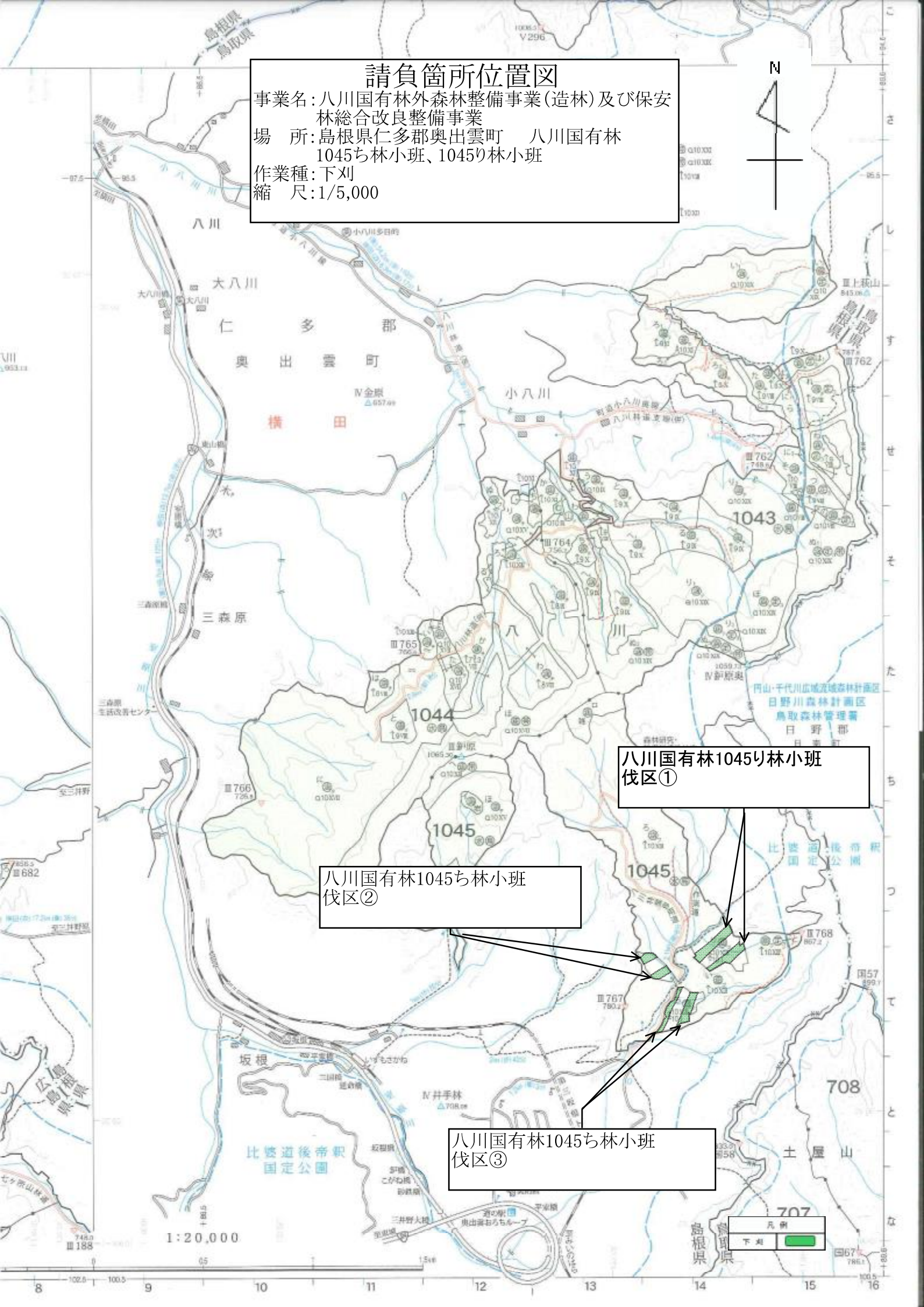
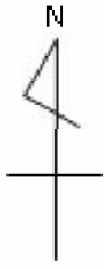


凡例

事業箇所	
------	---

請負箇所位置図

事業名: 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安
林総合改良整備事業
場 所: 島根県仁多郡奥出雲町 八川国有林
1045ち林小班、1045り林小班
作業種: 下刈
縮 尺: 1/5,000



八川国有林1045り林小班
伐区①

八川国有林1045ち林小班
伐区②

八川国有林1045ち林小班
伐区③

1:20,000

凡例	
下刈	

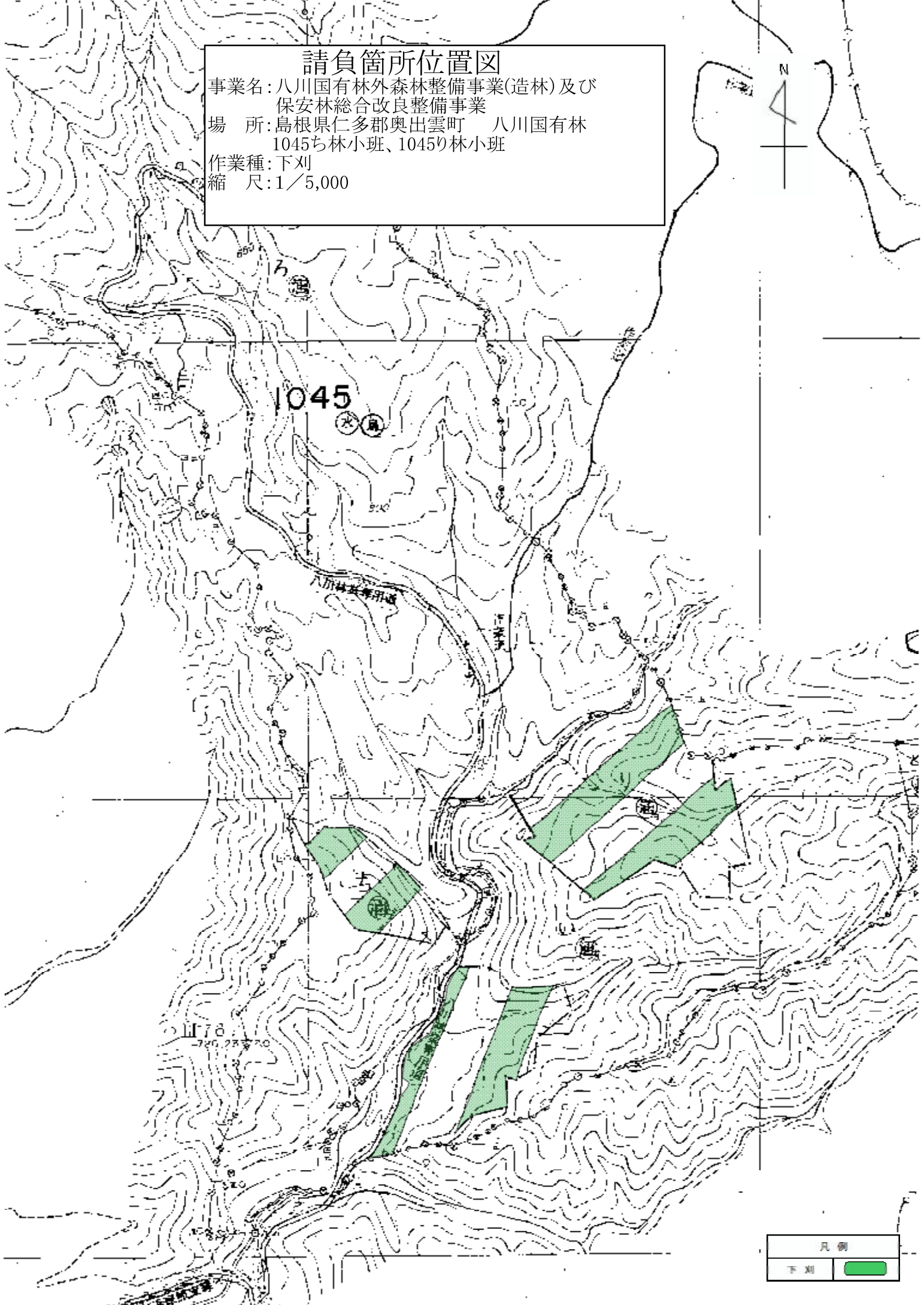
請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業(造林)及び
保安林総合改良整備事業

場所：島根県仁多郡奥出雲町 八川国有林
1045ち林小班、1045り林小班

作業種：下刈

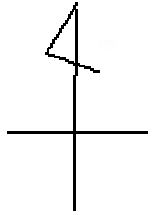
縮尺：1/5,000



凡例	
下刈	

請負箇所位置図

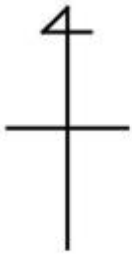
事業名: 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
 場所: 島根県雲南市 三谷国有林 1050は1林小班
 作業種: 本数調整伐、丸太筋工、歩道新設
 縮尺: 1/20,000



区域森林計画区
 林計画区
 業実施計画図

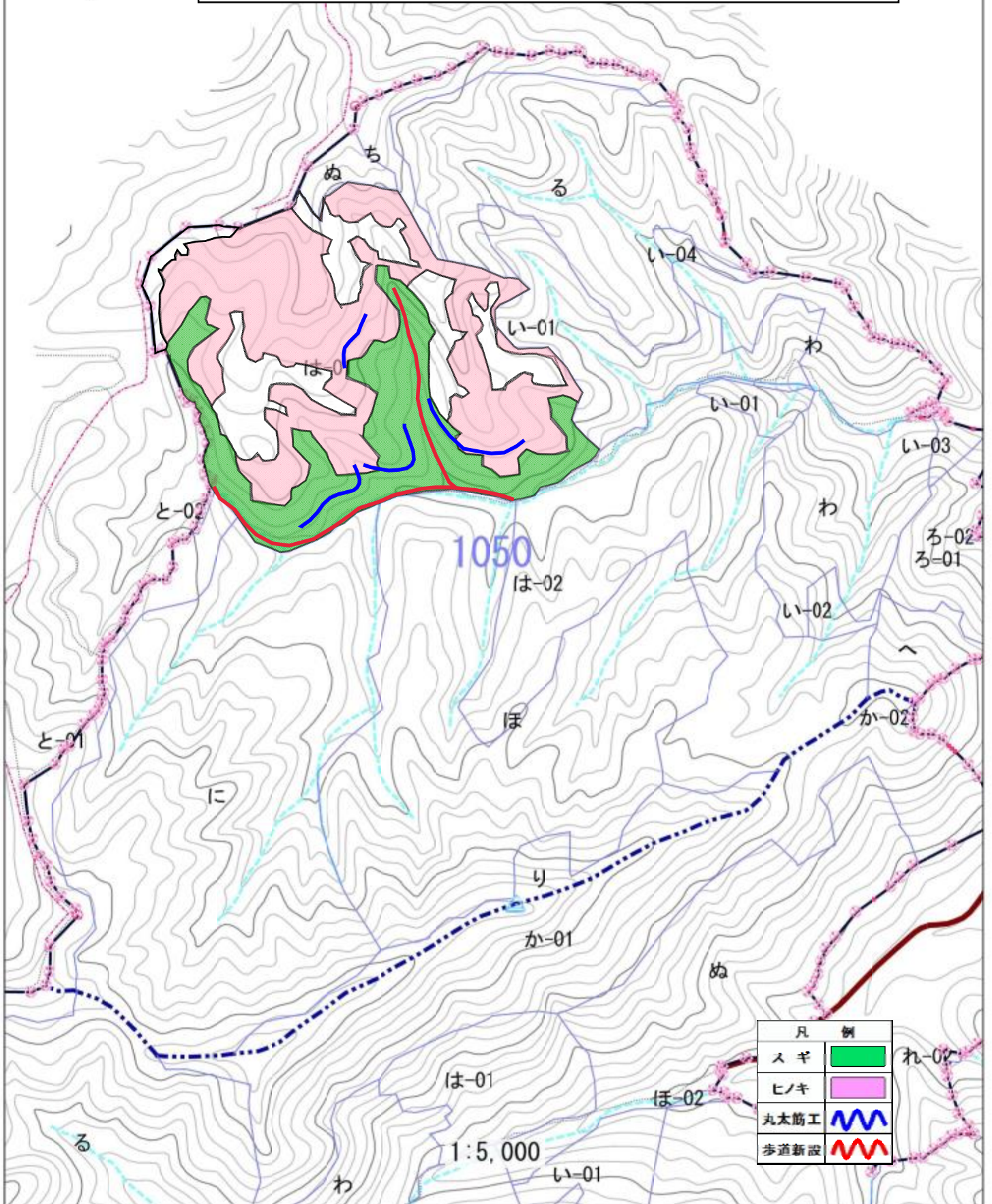
年度内
 の林管
 策5理
 定片署

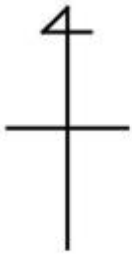
凡 例	
スギ	
ヒノキ	
丸太筋工	
歩道新設	



請負箇所位置図

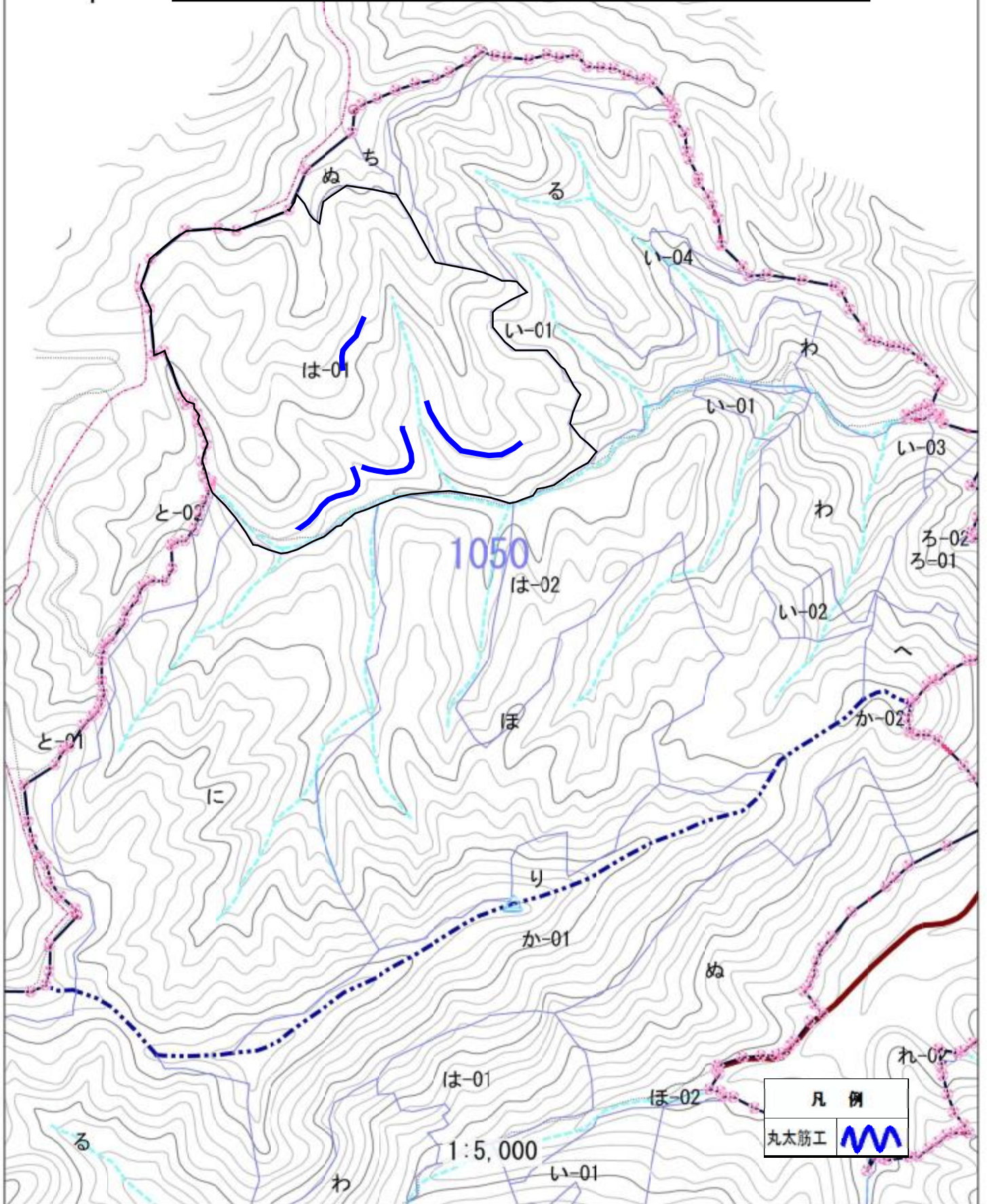
事業名:八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場 所:島根県雲南市 三谷国有林 1050は1林小班
作業種:本数調整伐、丸太筋工、歩道新設
縮 尺:1/20,000




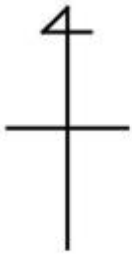


請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場 所：島根県雲南市 三谷国有林 1050は1林小班
作業種：本数調整伐、丸太筋工、歩道新設
縮 尺：1/20,000

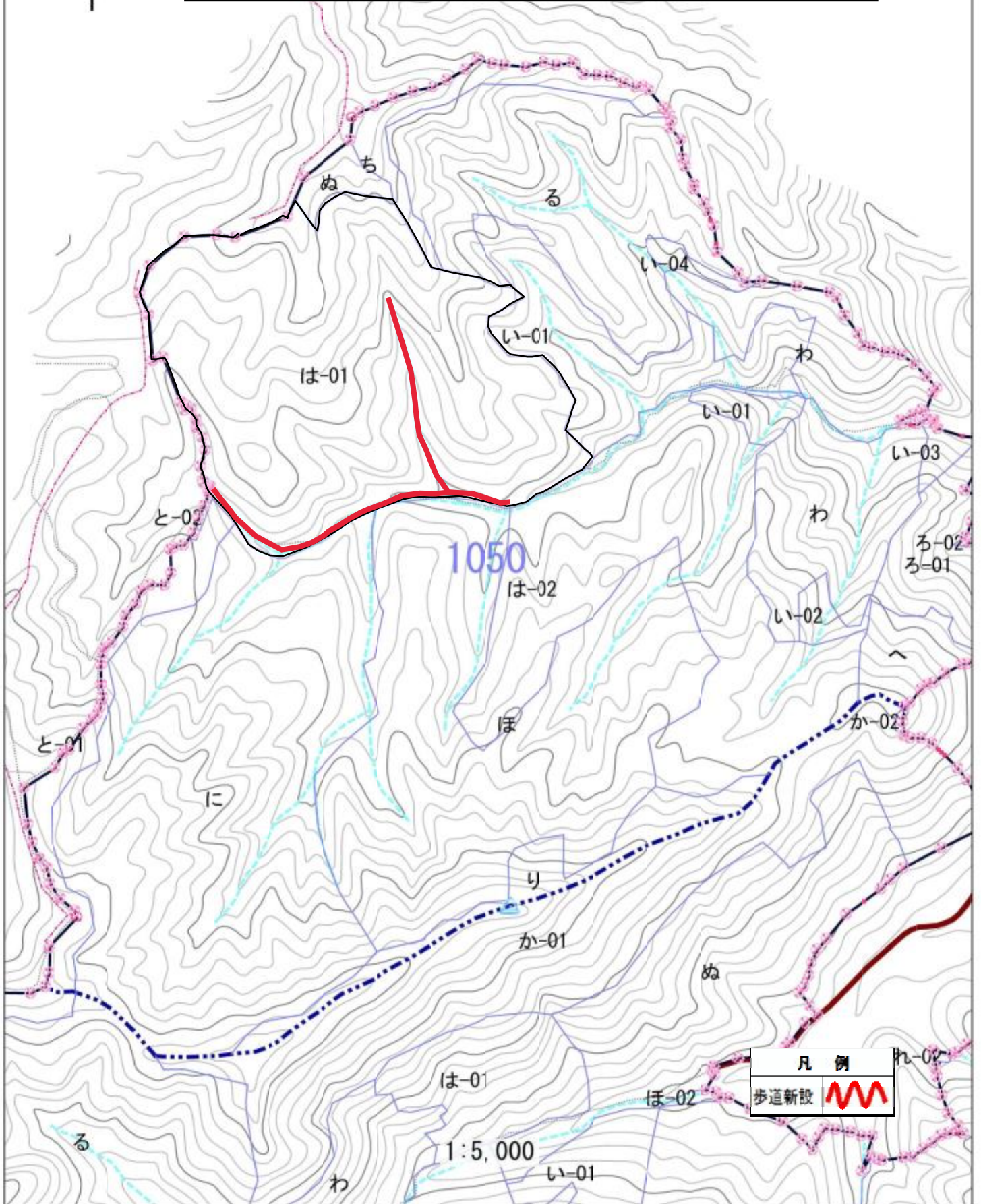


凡 例
丸太筋工 



請負箇所位置図

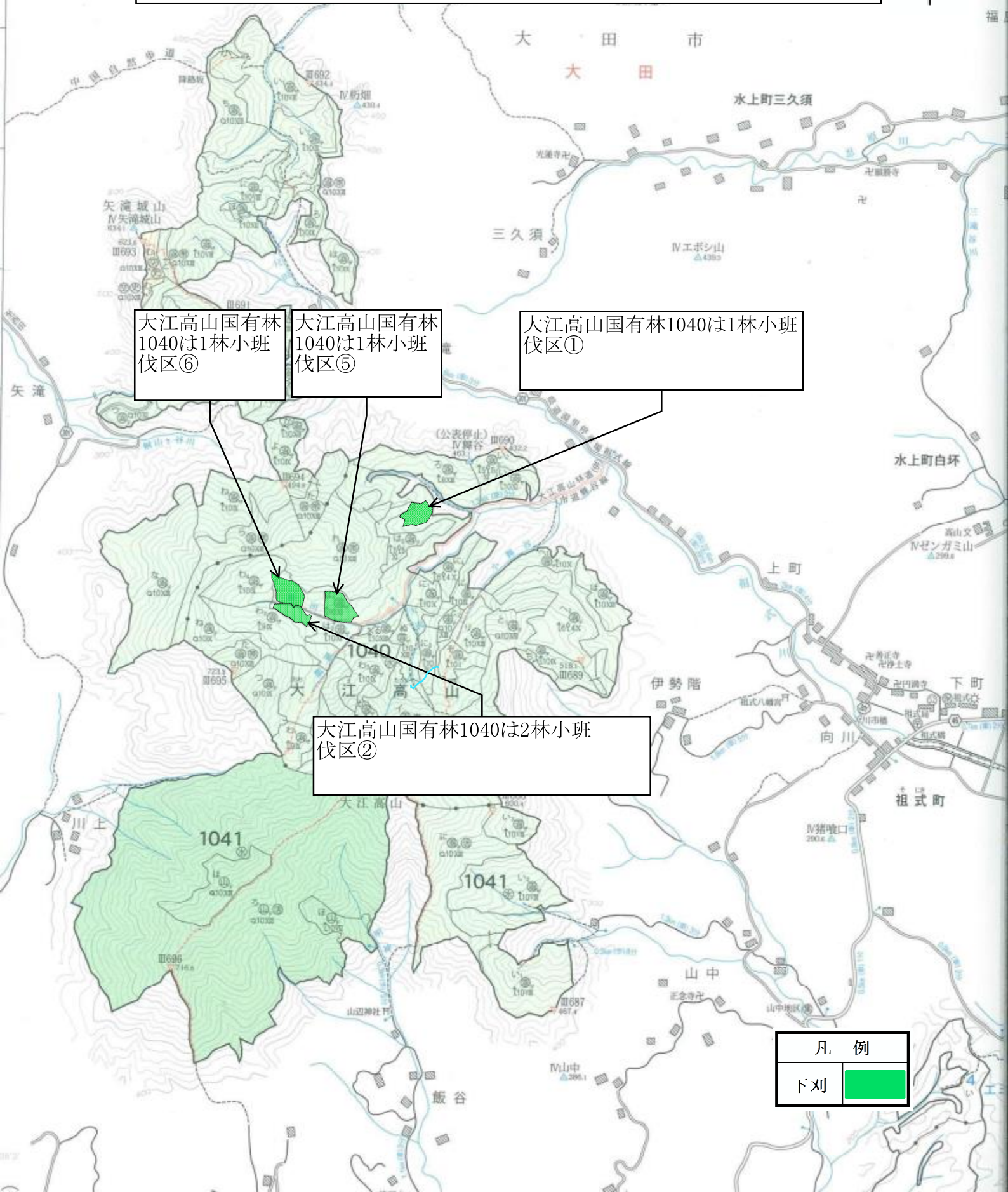
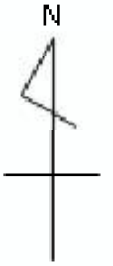
事業名:八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場所:島根県雲南市 三谷国有林 1050は1林小班
作業種:本数調整伐、丸太筋工、歩道新設
縮尺:1/20,000



凡例	
歩道新設	

請負箇所位置図

事業名:八川国有林外森林整備事業及び保安林総合改良整備事業
 場所:島根県大田市 大江高山国有林 1040は1林小班、1040は2林小班
 作業種:下刈
 縮尺:1/20,000



大江高山国有林
1040は1林小班
伐区⑥

大江高山国有林
1040は1林小班
伐区⑤

大江高山国有林1040は1林小班
伐区①

大江高山国有林1040は2林小班
伐区②

凡例	
下刈	

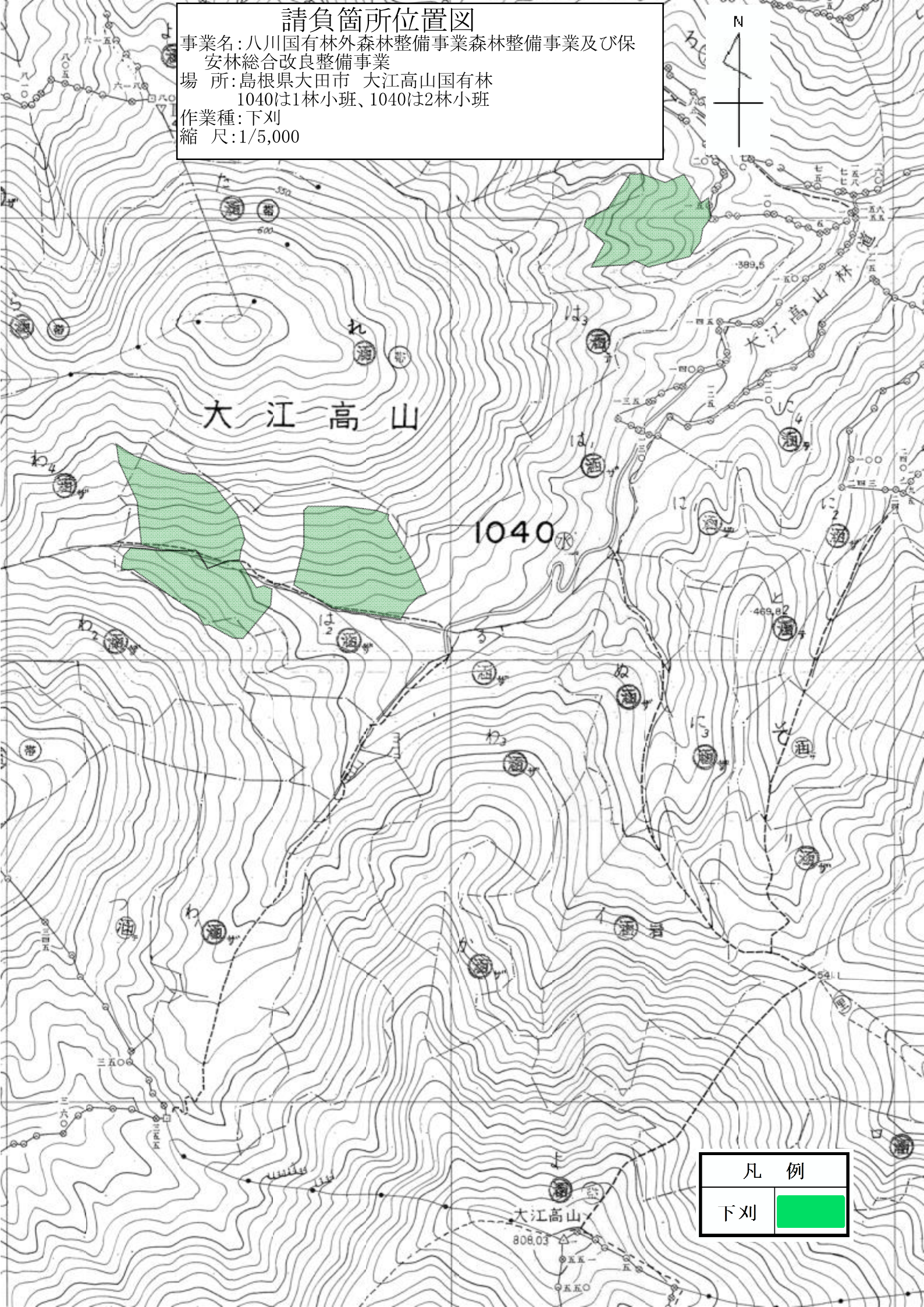
請負箇所位置図

事業名: 八川国有林外森林整備事業森林整備事業及び保
安林総合改良整備事業

場所: 島根県大田市 大江高山国有林
1040は1林小班、1040は2林小班

作業種: 下刈

縮尺: 1/5,000



凡例	
下刈	

請負箇所位置図
 事業名:八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
 場所:島根県邑智郡川本町 下り谷国有林 270か林小班、270け林小班
 作業種:除伐
 縮尺:1/20,000

和元年度内
8片の森林管理署

美郷町
田水

長原

下り谷国有林270け林小班

下り谷国有林270か林小班

273

大平山
大谷山

270

高坂山

川本

上市

凡例	
除伐	■

1000
607.0

IV露場
△690.18

大足谷

市光寺元

市光寺

せ

す

し

さ

こ

け

く

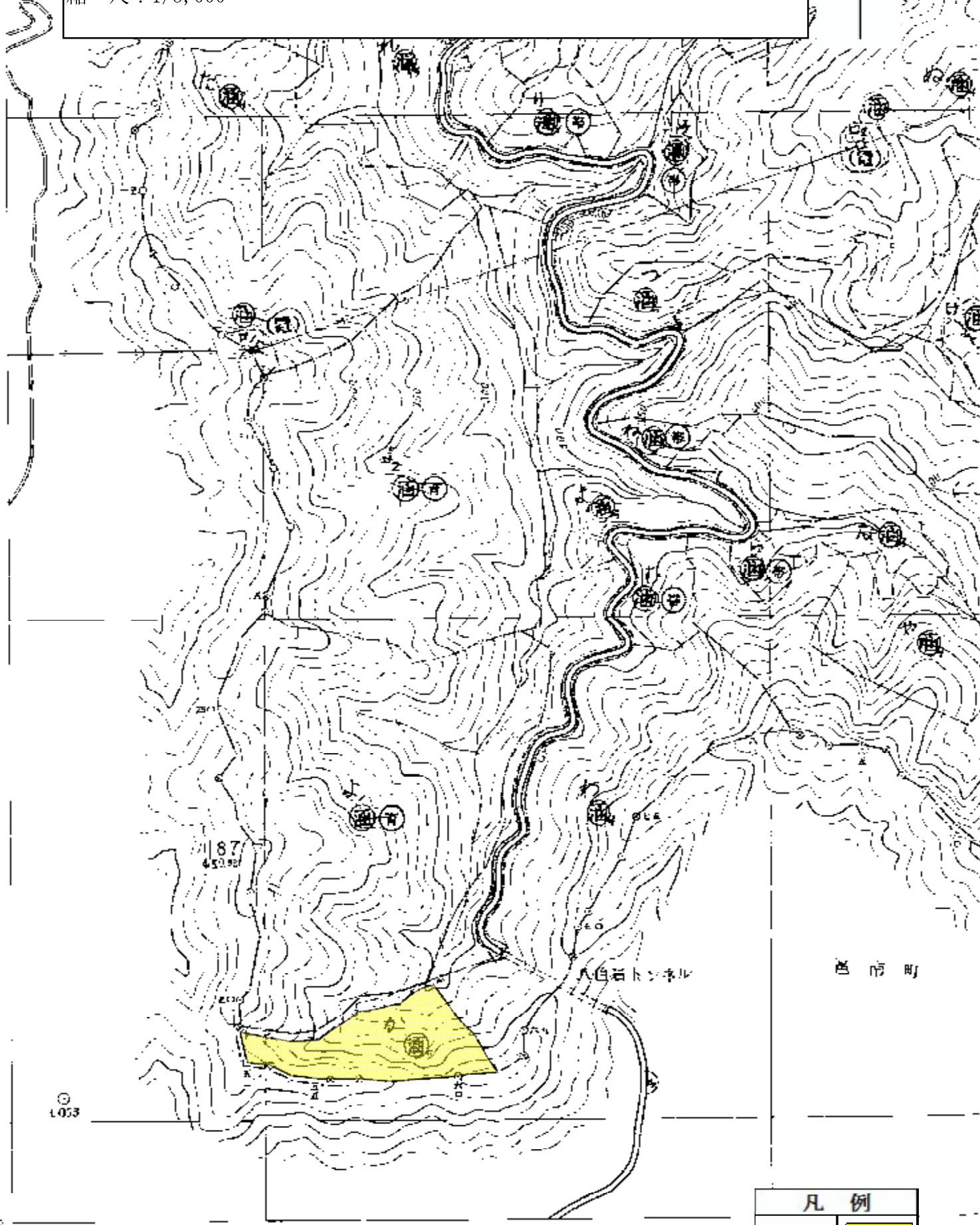
ま

お

え

請負箇所位置図

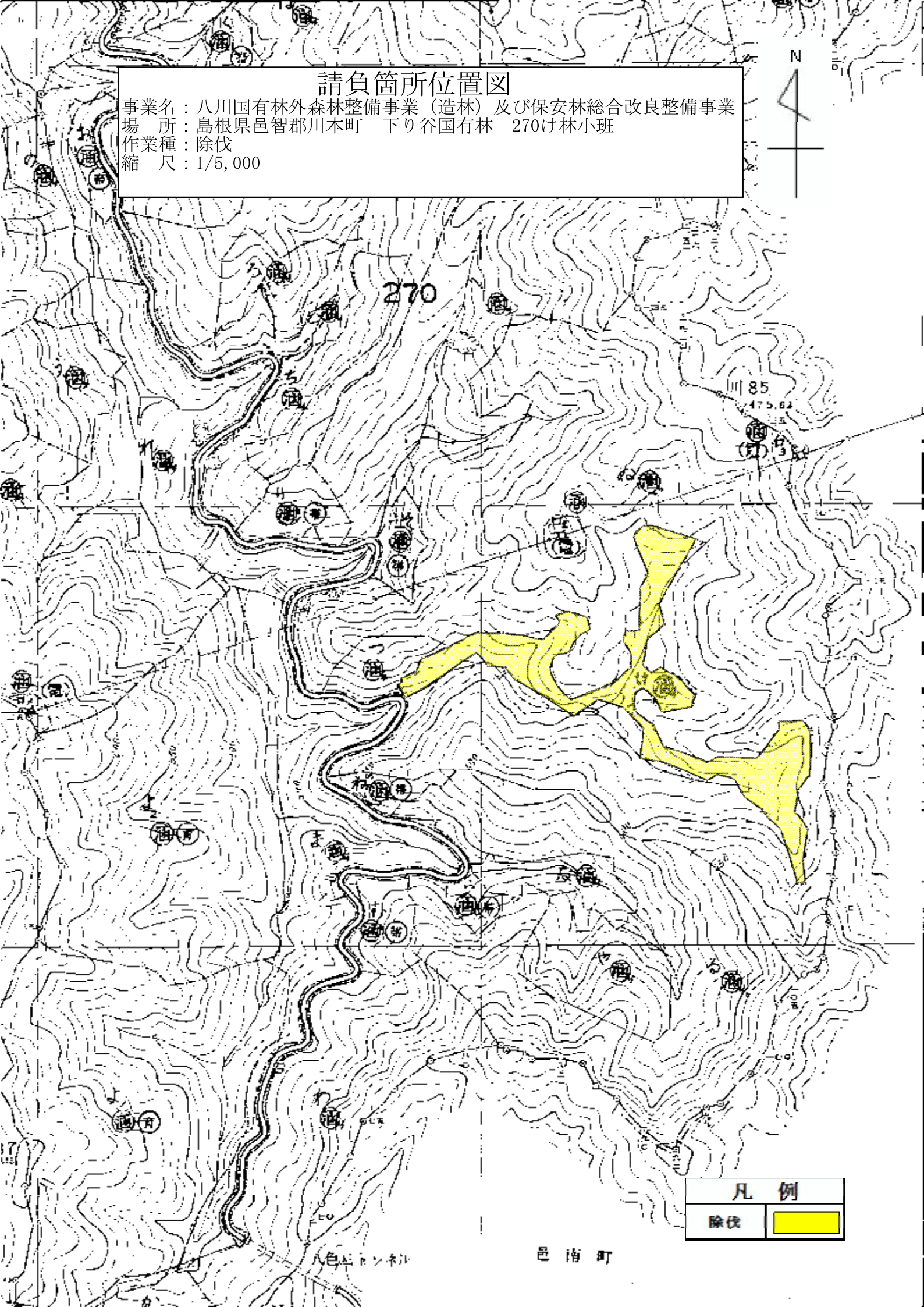
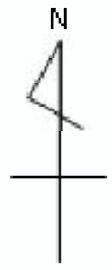
事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林総合改良整備事業
場所：島根県邑智郡川本町 下り谷国有林 270か林小班
作業種：除伐
縮尺：1/5,000




凡例	
除伐	

請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林総合改良整備事業
場所：島根県邑智郡川本町 下り谷国有林 270ヶ林小班
作業種：除伐
縮尺：1/5,000



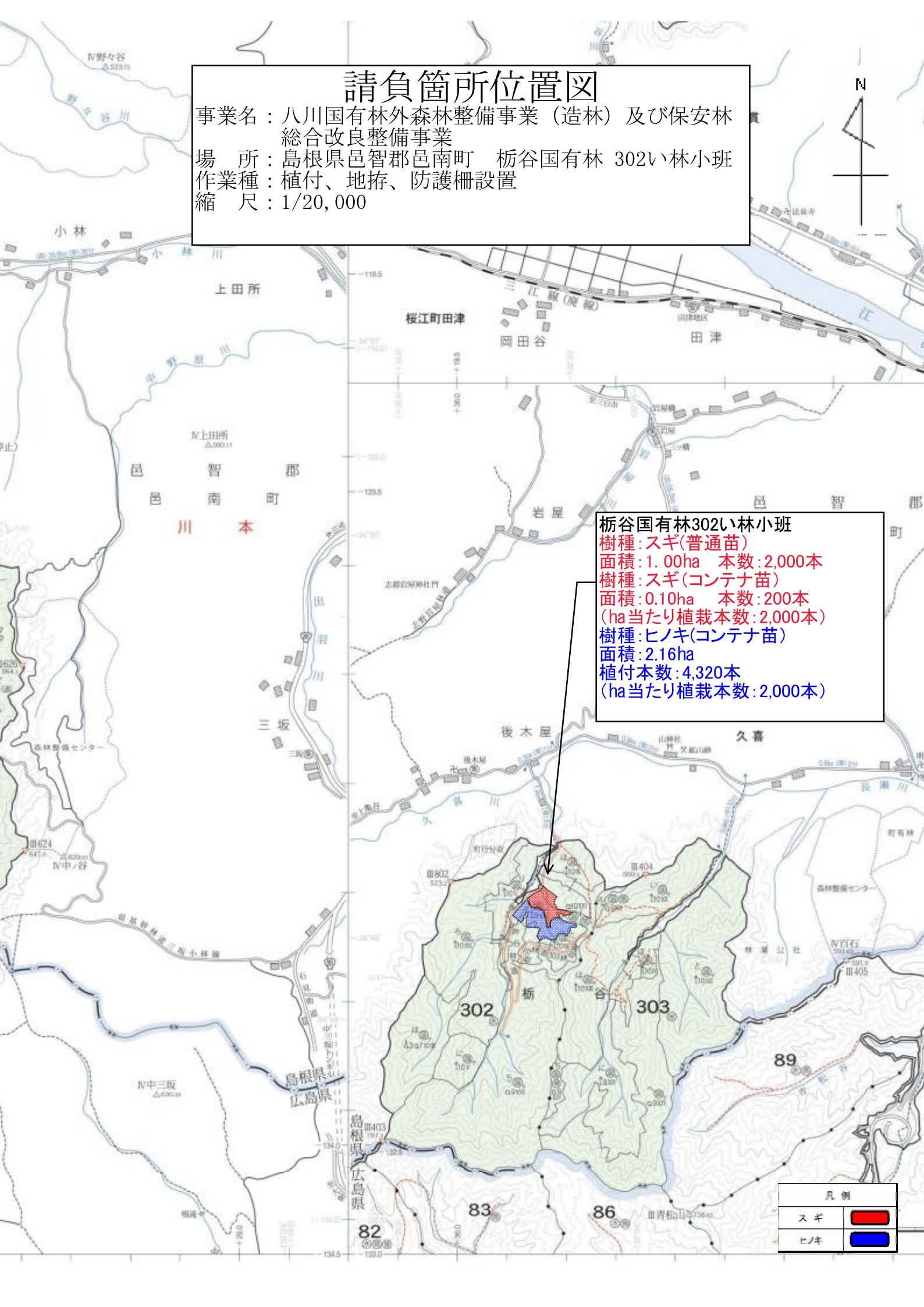
凡例	
除伐	

八色トロンネ

邑南町

請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林
 総合改良整備事業
 場所：島根県邑智郡邑南町 栃谷国有林 302い林小班
 作業種：植付、地拵、防護柵設置
 縮尺：1/20,000

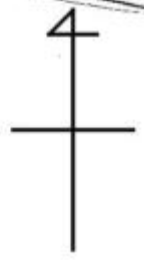


栃谷国有林302い林小班
 樹種:スギ(普通苗)
 面積:1.00ha 本数:2,000本
 樹種:スギ(コンテナ苗)
 面積:0.10ha 本数:200本
 (ha当たり植栽本数:2,000本)
 樹種:ヒノキ(コンテナ苗)
 面積:2.16ha
 植付本数:4,320本
 (ha当たり植栽本数:2,000本)

凡例	
スギ	
ヒノキ	

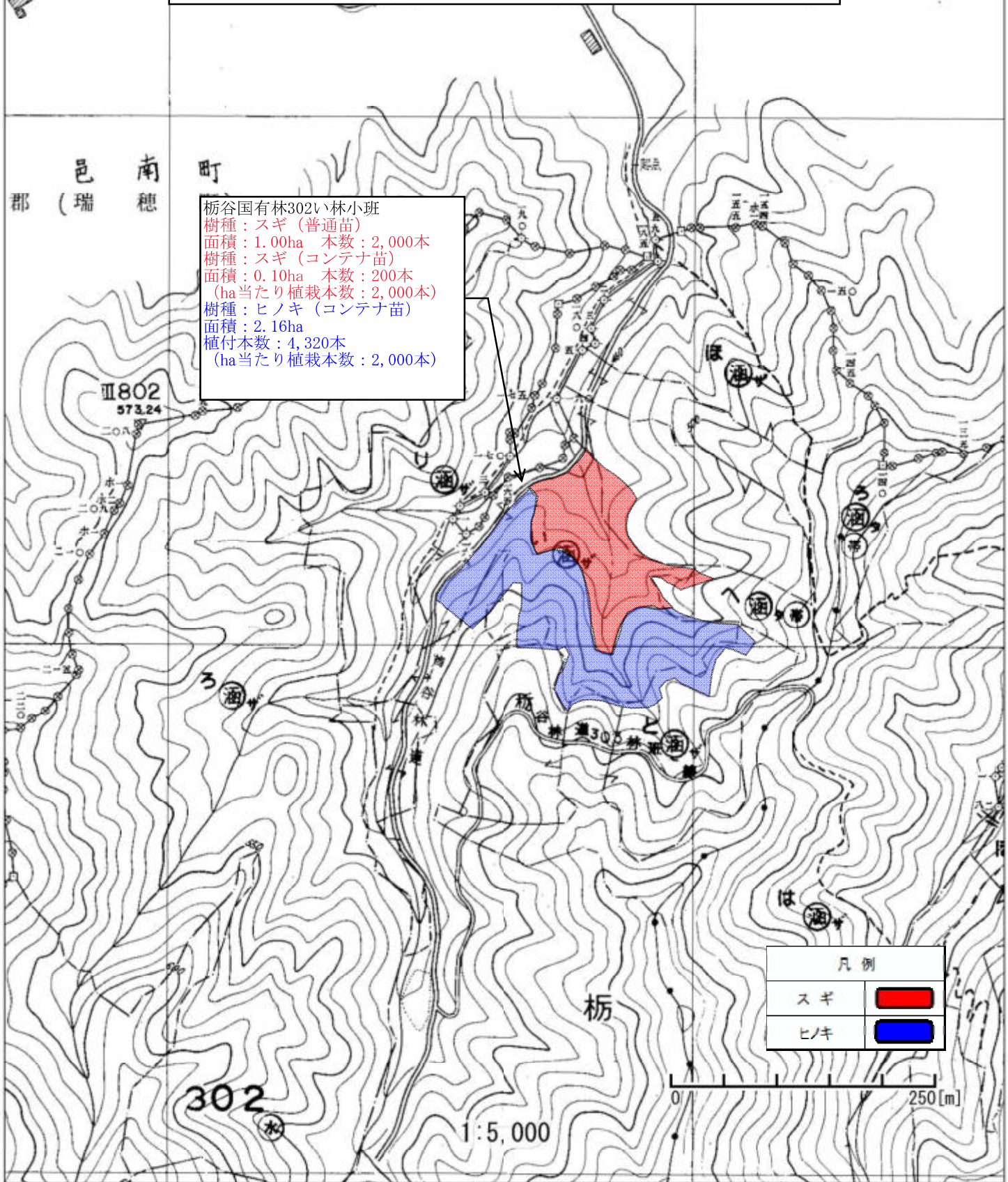
請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林
総合改良整備事業
場所：島根県邑智郡邑南町 栃谷国有林 302い林小班
作業種：植付
縮尺：1/5,000



邑南町
郡（瑞穂）

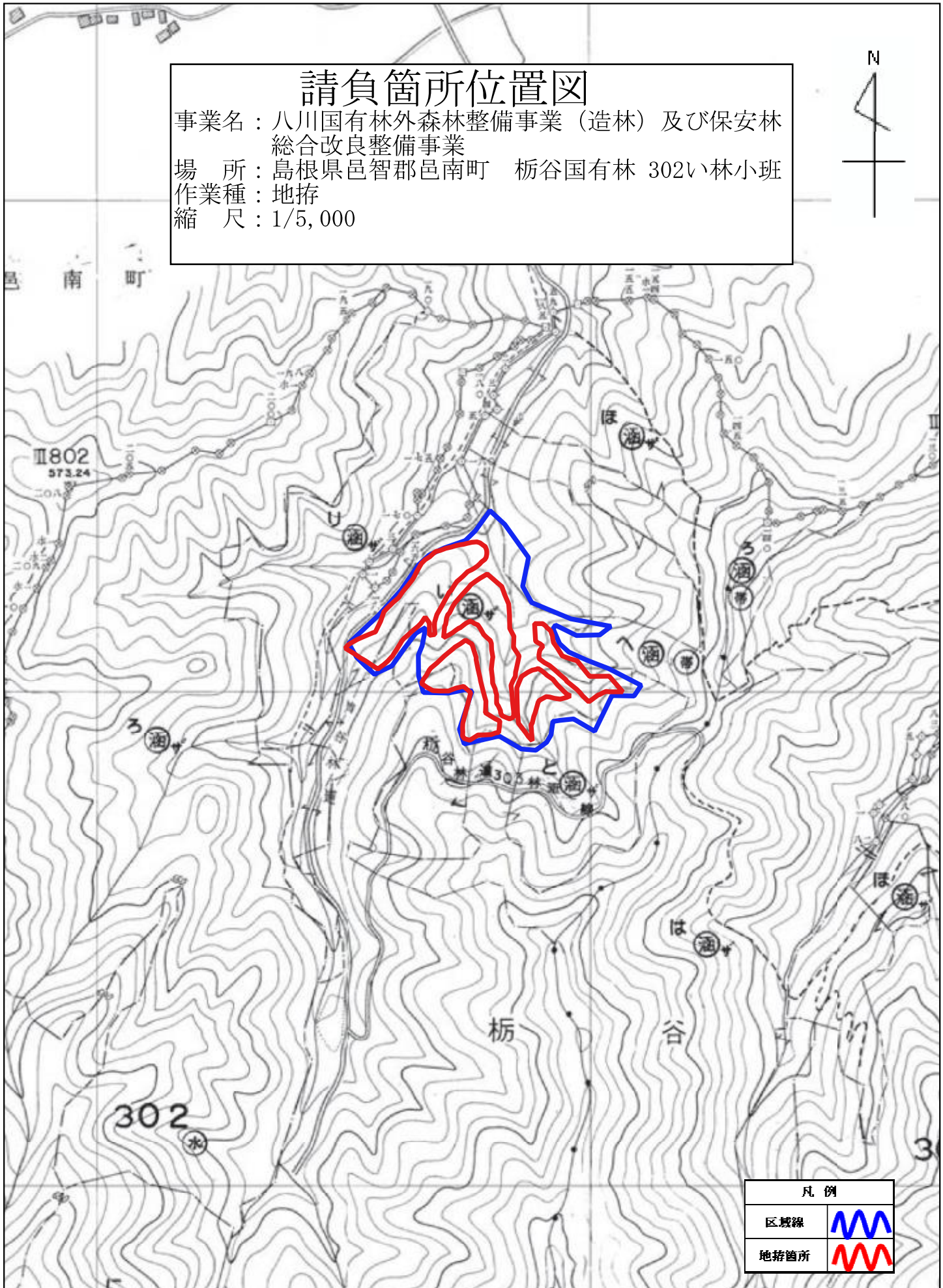
栃谷国有林302い林小班
樹種：スギ（普通苗）
面積：1.00ha 本数：2,000本
樹種：スギ（コンテナ苗）
面積：0.10ha 本数：200本
（ha当たり植栽本数：2,000本）
樹種：ヒノキ（コンテナ苗）
面積：2.16ha
植付本数：4,320本
（ha当たり植栽本数：2,000本）



凡例	
スギ	
ヒノキ	

請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林
総合改良整備事業
場 所：島根県邑智郡邑南町 栃谷国有林 302い林小班
作業種：地拵
縮 尺：1/5,000



凡例	
区域線	
地拵箇所	

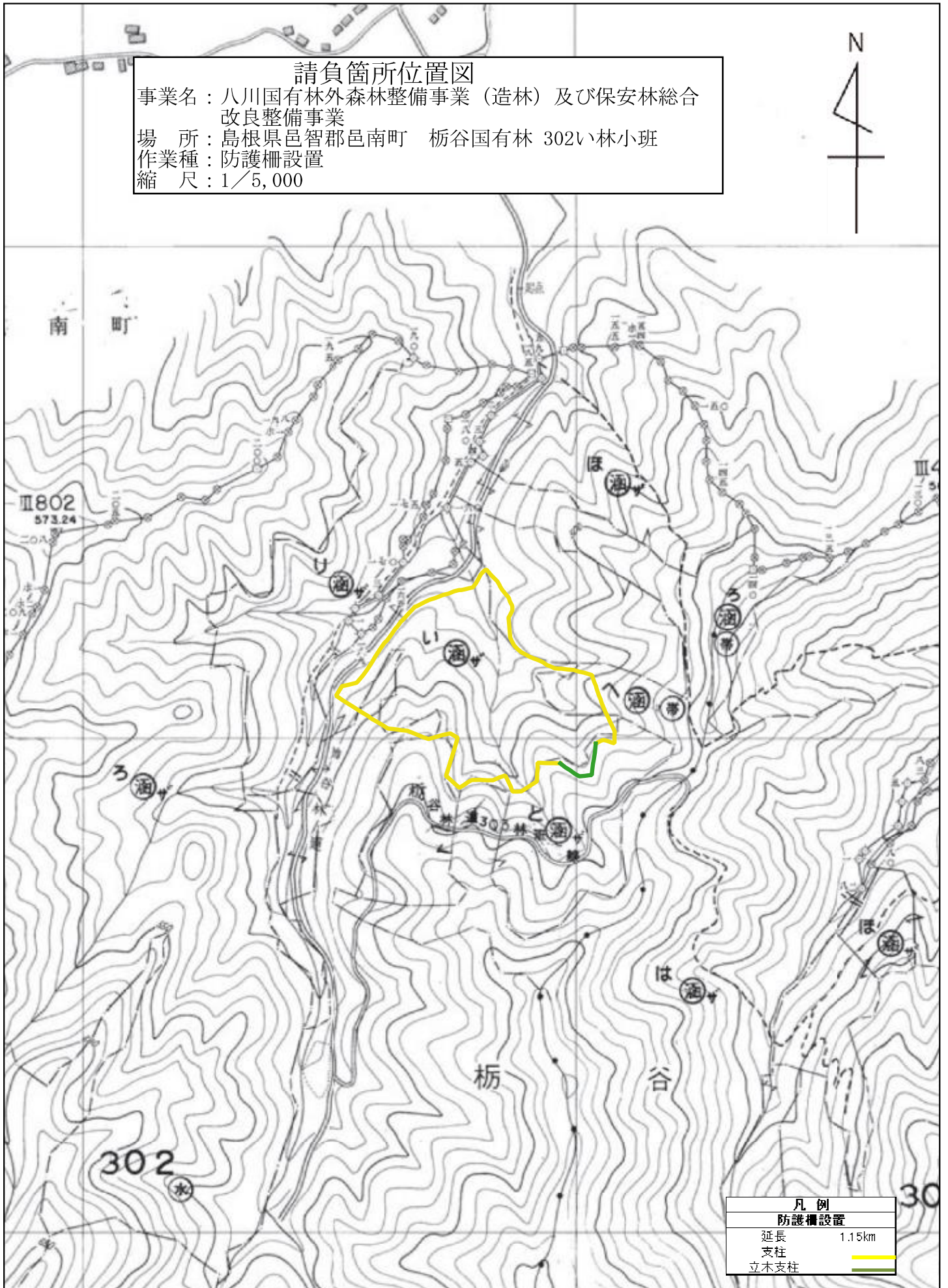
請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業（造林）及び保安林総合改良整備事業

場所：島根県邑智郡邑南町 栃谷国有林 302い林小班

作業種：防護柵設置

縮尺：1/5,000

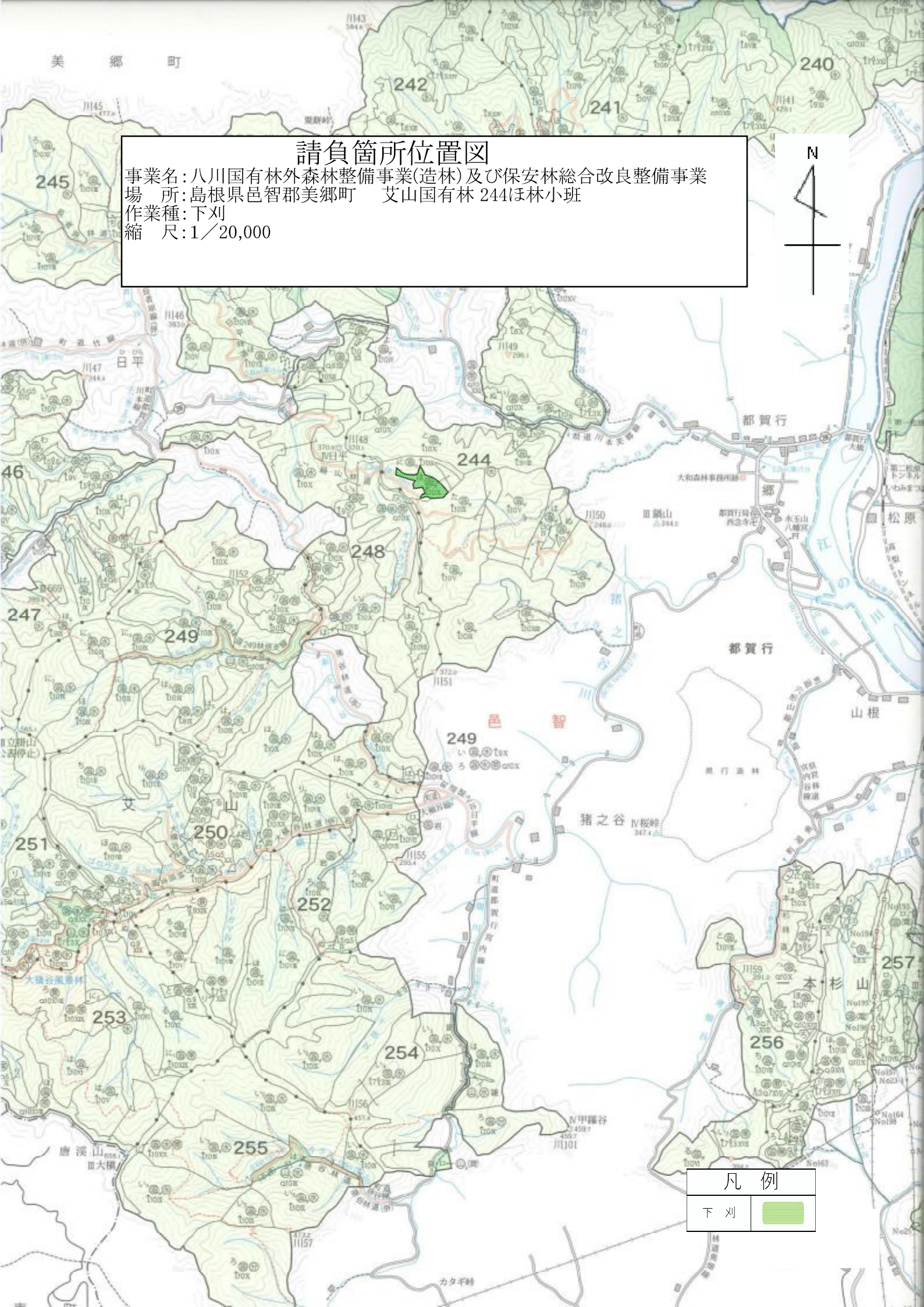
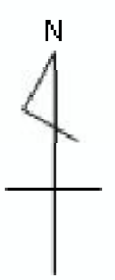


凡例	
防護柵設置	
延長	1.15km
支柱	
立木支柱	

美郷町

請負箇所位置図

事業名: 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
 場所: 島根県邑智郡美郷町 艾山国有林 244ほ林小班
 作業種: 下刈
 縮尺: 1/20,000



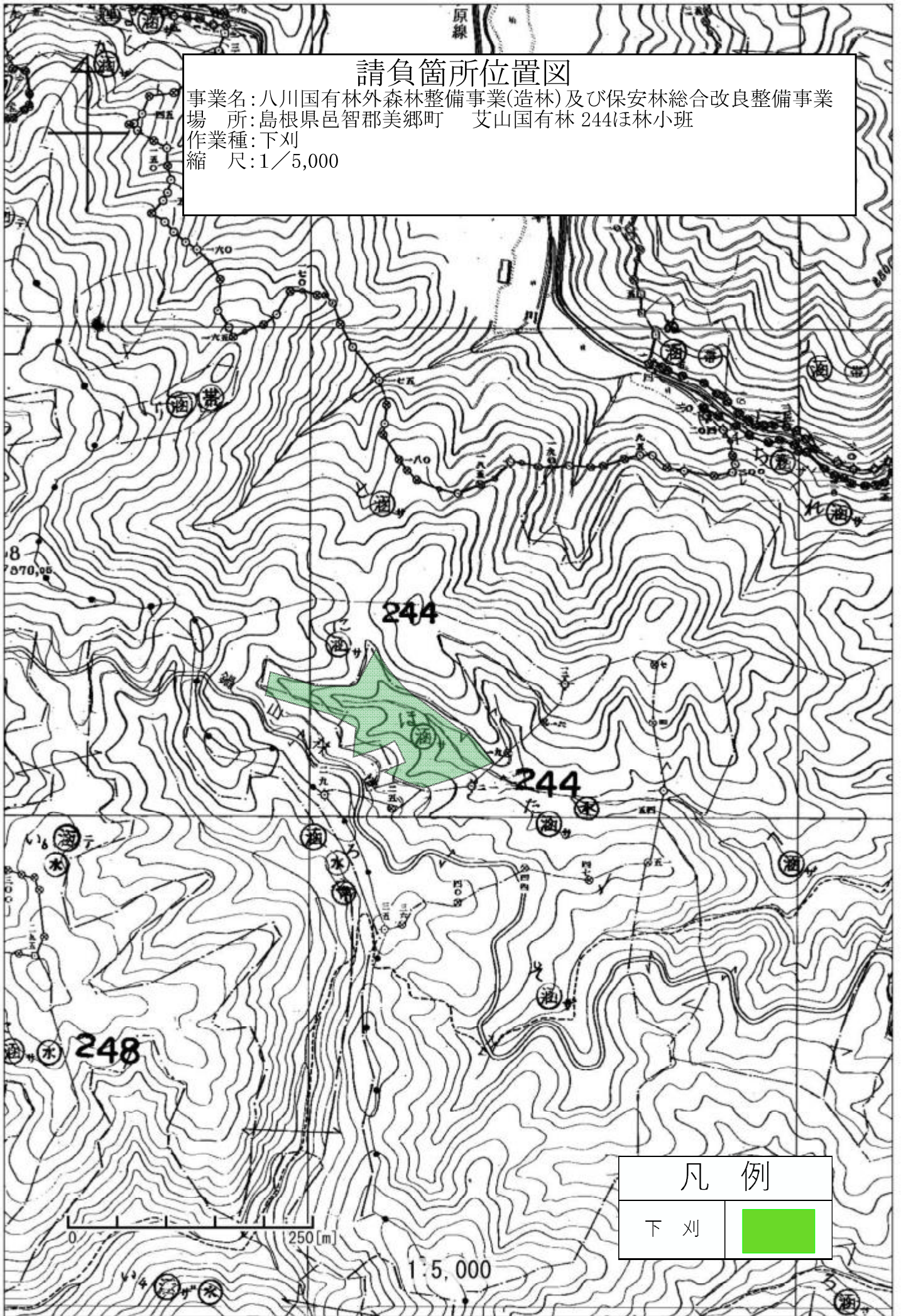
凡例

下刈



請負箇所位置図

事業名:八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場所:島根県邑智郡美郷町 艾山国有林 244ほ林小班
作業種:下刈
縮尺:1/5,000



凡例

下刈



請負箇所位置図

事業名: 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場所: 島根県邑智郡美郷町 艾山国有林 245ろ1林小班、245ろ2林小班
作業種: 下刈
縮尺: 1/20,000

区
画
図



全 8 片 の 内 3 片
島 根 森 林 管 理 署

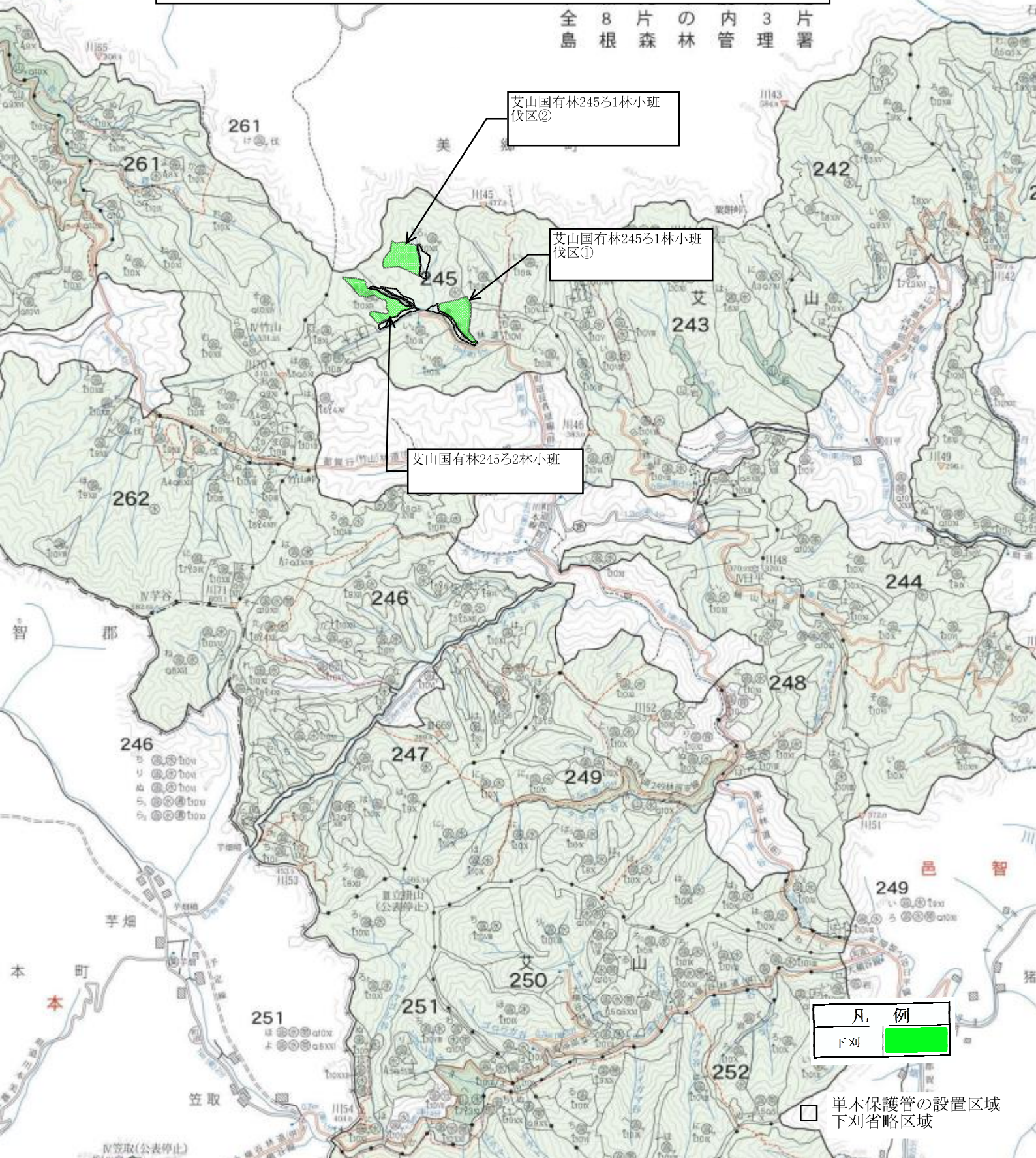
艾山国有林245ろ1林小班
伐区②

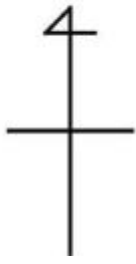
艾山国有林245ろ1林小班
伐区①

艾山国有林245ろ2林小班

凡 例	
下刈	

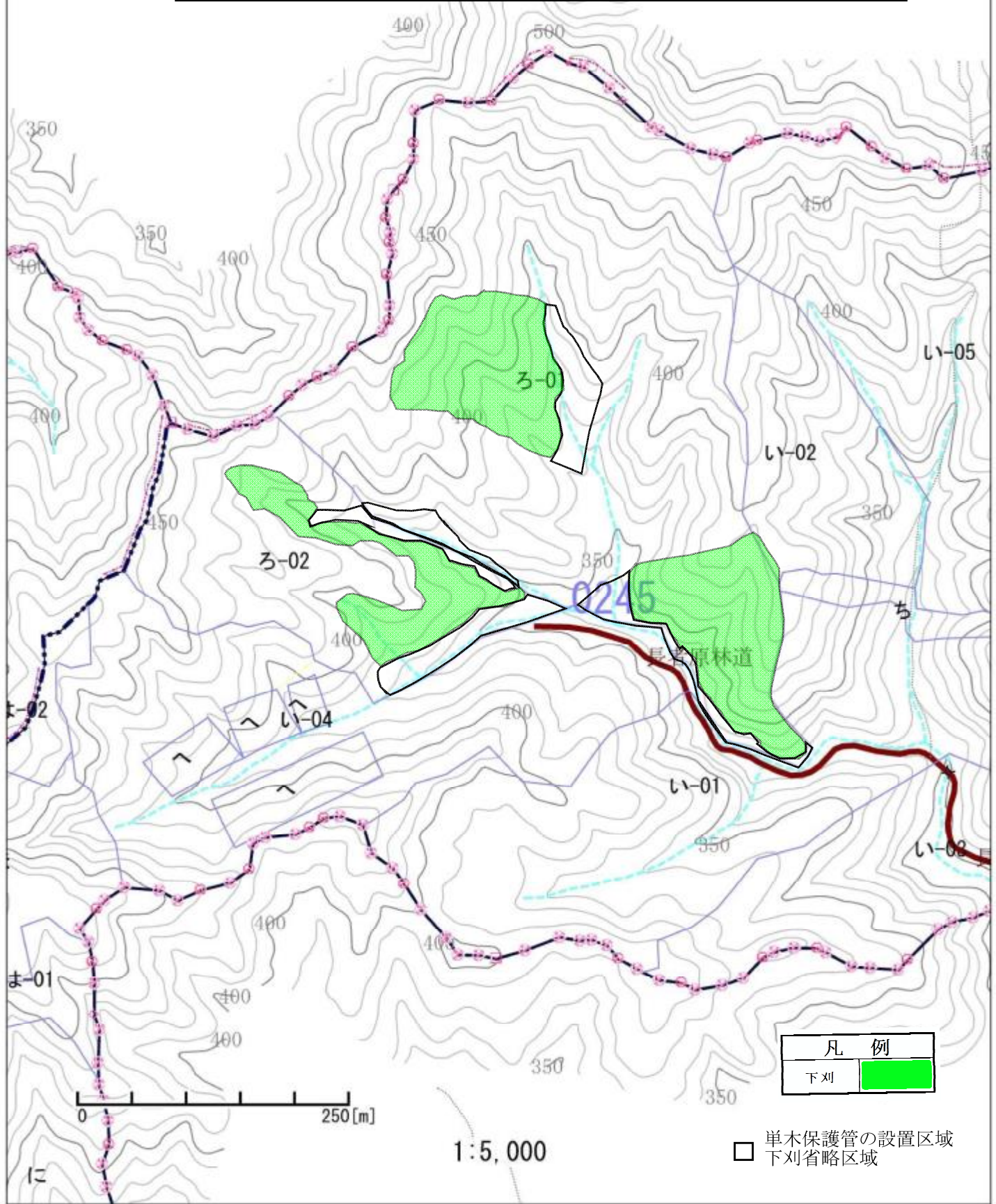
単木保護管の設置区域
 下刈省略区域





請負箇所位置図

事業名：八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場 所：島根県邑智郡美郷町 艾山国有林 245ろ1林小班、245ろ2林小班
作業種：下刈
縮 尺：1/5,000

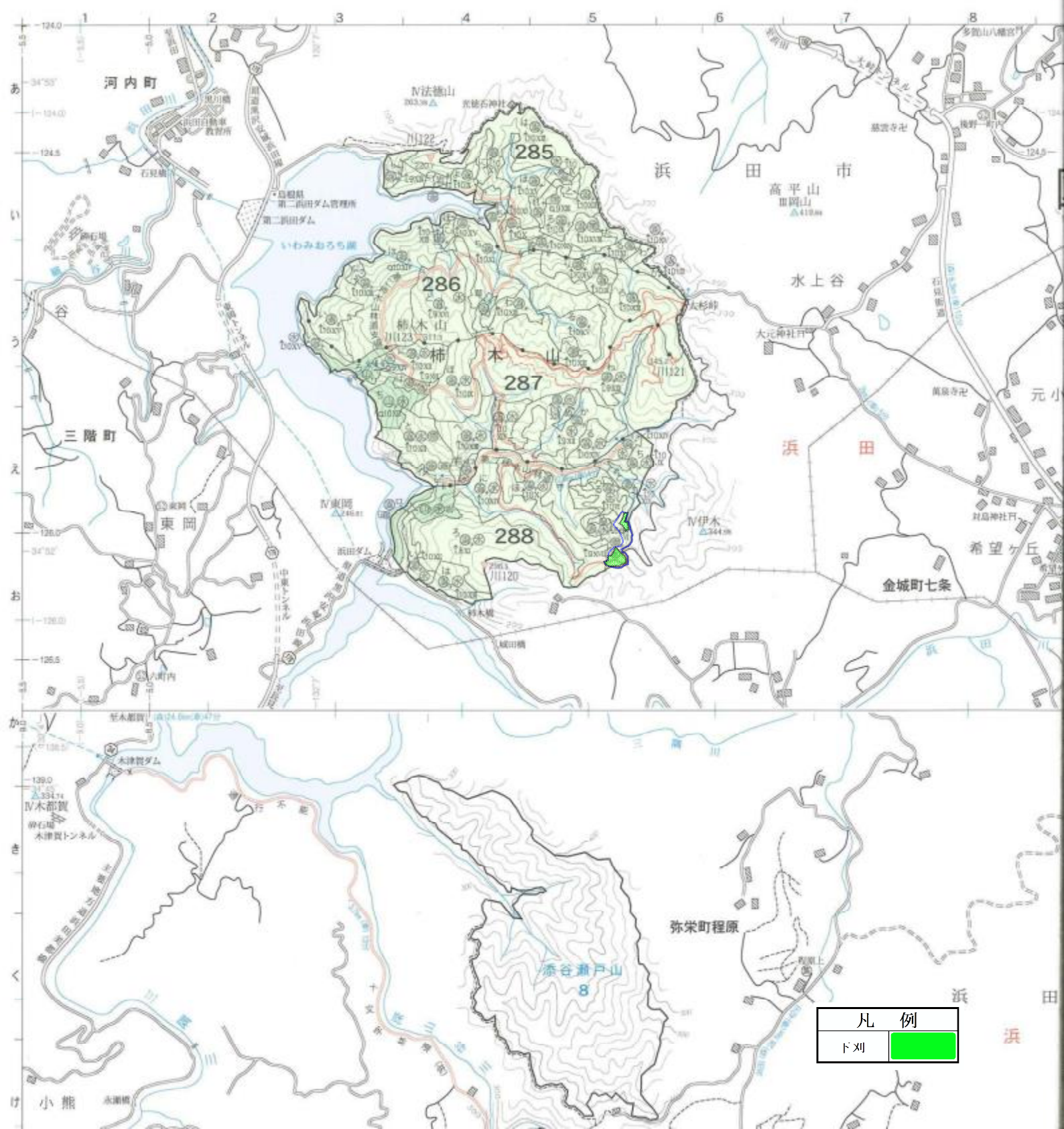
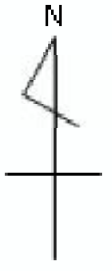


凡 例	
下刈	

単木保護管の設置区域
 下刈省略区域

請負箇所位置図

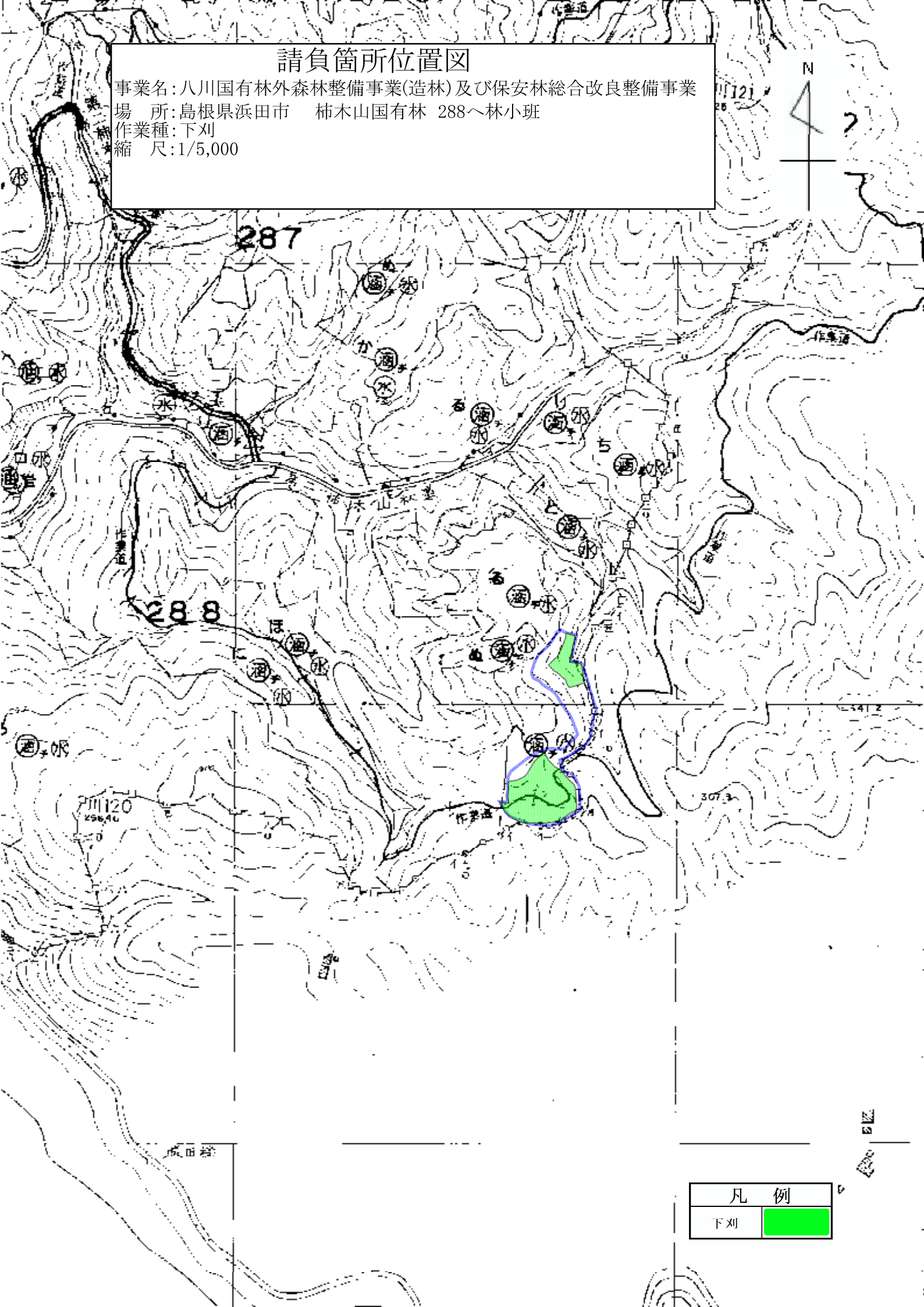
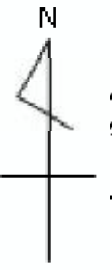
事業名：八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
 場所：島根県浜田市 柿木山国有林 288～林小班
 作業種：下刈
 縮尺：1/20,000



凡例	
下刈	

請負箇所位置図

事業名:八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業
場所:島根県浜田市 柿木山国有林 288〜林小班
作業種:下刈
縮尺:1/5,000



凡 例	
下刈	

(別紙) 契約情報の公表様式

令和6年度請負事業(造林)

島根森林管理署

事業名 : 八川国有林外森林整備事業(造林)及び保安林総合改良整備事業

作業種	国有林	林小班	実行数量 (ha、km)	作業期間	林分条件		作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
下刈	八川	1045ち, 伐区②	0.47ha	令和6年7月1日から 令和6年11月29日まで	難(100%)	機械	30.4	60	奥出雲町横田庁舎	
		1045ち, 伐区③	0.92ha		難(73%)中(27%)	機械	30.0	47	奥出雲町横田庁舎	
		1045ち小計	1.39ha							
		1045り, 伐区①	1.28ha		難(92%)中(8%)	機械	31.2	66	奥出雲町横田庁舎	
	大江高山	1040は1, 伐区①	1.04ha		難(100%)	機械	25.4	59	大田市役所温泉津支所	
		1040は1, 伐区⑤⑥	2.37ha		難(100%)	機械	27.0	63	大田市役所温泉津支所	
		1040は1小計	3.41ha							
	大江高山	1040は2, 伐区②	0.94ha		難(100%)	機械	27.0	65	大田市役所温泉津支所	
		1040は2小計	0.94ha							
	柿木山	288へ	0.51ha		難(100%)	機械	10.4	32	浜田市金城支所	
	艾山	244ほ	1.19ha		中(100%)	機械	20.6	50	美郷町大和支所	
		245ろ1, 伐区①	1.79ha		中(100%)	機械	23.6	51	美郷町大和支所	
		245ろ1, 伐区②	1.69ha		中(100%)	機械	23.6	58	美郷町大和支所	
		245ろ1小計	3.48ha							
		245ろ2	1.25ha		中(100%)	機械	23.6	52	美郷町大和支所	
計			13.45ha							
除伐	下り谷	270か	1.40ha	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	難(100%)	機械	16	52	川本町役場	
		270け	2.78ha		難(72%)中(21%)易(7%)	機械	23.6	52	川本町役場	
計			4.18ha							
植付	栃谷	302い	3.26ha	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	中(100%)	人力	14.8	27	邑南町瑞穂支所	
計			3.26ha							
地拵	栃谷	302い	1.60ha	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	やや難(31%)中(69%)	人力	14.8	29	邑南町瑞穂支所	
計			1.60ha							
防護柵設置	栃谷	302い	1.15km	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	難(8%)中(46%)易(45%)	人力	14.8	27	邑南町瑞穂支所	
計			1.15km							
本数調整伐	三谷	1050は1	6.92ha	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	難(100%)	機械	17	56	雲南市吉田総合センター	
計			6.92ha							
丸太筋工	三谷	1050は1	0.30km	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	中(100%)	機械・人力	17	59	雲南市吉田総合センター	
計			0.30km							
歩道新設	三谷	1050は1	0.50km	契約日の翌日から 令和6年11月29日まで	中(100%)	人力	17	60	雲南市吉田総合センター	
計			0.50km							